

# 吉野川市

# 第4次男女共同参画基本計画

2024(令和6)年3月  
徳島県 吉野川市

# はじめに

近年、価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、性別に関わらず誰もが自分らしく生きるために「男女共同参画」の考え方はますます重要となっています。

本市では、男女共同参画社会基本法の理念に基づいて2007(平成19)年3月に「吉野川市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めてきました。2019(平成31)年には「吉野川市第3次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してきました。



2020(令和2)年以降、コロナ禍を契機に、性別による困難の顕在化や働き方の多様化が進むなど、社会情勢が大きく変化する中で、豊かで活力のある多様性に富んだ社会を構築していくために、「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を進めています。

この「吉野川市第4次男女共同参画基本計画」は、こうした社会情勢の変化、国・県の動向や、本市の他の計画との整合に配慮するとともに、これまでの取組の点検・評価結果やアンケート調査結果から読み取れる課題等を踏まえながら、より実効性の高い計画とすることを目的として、策定を行いました。男女共同参画社会づくりのより一層の推進を図るため、人権の尊重やワーク・ライフ・バランスの実現、職業生活における女性活躍の推進、あらゆる暴力の根絶や性別による困難の解消など、あらゆる施策を盛り込み、「性別にかかわらずすべての人が 個人として尊重される社会の確立」を目指しています。

「吉野川市第4次男女共同参画基本計画」を効果的に進めていくために、市民一人ひとりが男女共同参画社会の必要性を理解し、家庭や学校、職場や地域社会など、あらゆる場において誰もが活躍できるよう、より一層のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました吉野川市男女共同参画推進委員会委員をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係機関の皆様に、厚くお礼を申し上げます。

2024(令和6)年3月

吉野川市長 原井 敬

# 目 次

---

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 男女共同参画社会における本計画の位置付け .....	1
第2章 計画策定の社会的背景 .....	2
1 國際的な動向 .....	2
2 国の動向 .....	3
3 県の動向 .....	6
第3章 計画の概要 .....	7
1 他計画との整合 .....	7
2 計画の期間 .....	8
3 計画の策定方法 .....	8
第4章 本市の現状 .....	9
1 公的資料からみる本市の現状 .....	9
2 アンケート調査結果の概要 .....	16
3 第3次計画における数値目標に対する現状値 .....	31
第5章 計画の基本的な考え方 .....	32
1 基本理念と基本目標 .....	32
2 施策の体系 .....	34
第6章 主要課題と取組内容 .....	35
基本目標Ⅰ 固定的性別役割分担を解消し、男女共同参画社会を実現しよう .....	35
基本目標Ⅱ 職場における男女平等を実現し、男女がともに働きやすい職場環境にしよう .....	41
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくろう .....	45
第7章 計画の推進 .....	53
1 庁内推進体制の強化 .....	53
2 参画と協働による推進 .....	53
3 計画の進行管理 .....	53
4 数値目標 .....	54
資料編 .....	55
1 男女共同参画社会基本法 .....	55
2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) .....	60
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法) .....	70
4 徳島県男女共同参画推進条例 .....	80
5 吉野川市男女共同参画推進条例 .....	85
6 吉野川市男女共同参画推進委員会規則 .....	88
7 吉野川市男女共同参画推進委員名簿 .....	89
8 男女共同参画に関する国内外の動き .....	90



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、2007(平成19)年3月に「吉野川市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて歩み始めました。

2019(平成31)年3月には「吉野川市第3次男女共同参画基本計画」(以下「第3次計画」と言う。)を策定し、2019(平成31)年度から 2023(令和5)年度までの5年間を計画期間として、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取組を進めてきました。

この度、第3次計画の計画期間満了に伴い、2024(令和6)年度から 2028(令和10)年度までの5年間を計画期間とする「吉野川市第4次男女共同参画基本計画」(以下「本計画」と言う。)を策定します。

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けた取組を、より一層積極的に展開するために、「吉野川市男女共同参画推進条例」の理念を具現化し、男女共同参画の推進に関する具体的な取組を示すものです。

また、本計画は、国及び徳島県の男女共同参画に関する計画を考慮するとともに、関連する本市の計画との整合性に配慮した上で、第3次計画における取組の点検・評価結果をはじめ、社会情勢の変化や 2022(令和4)年11月に実施したアンケート調査結果等に基づく市の現状を踏まえ、より実効性のある計画として策定します。

## 2 男女共同参画社会における本計画の位置付け

本計画は、「吉野川市男女共同参画推進条例」の考え方及び「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画(市町村男女共同参画計画)であり、本市における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針並びに具体的な事業等を示すものです。

女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」と言う。)」に基づく市町村推進計画として位置付けます。また、生命と人権にかかる項目や、女性に対するあらゆる暴力の根絶等に関する項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」と言う。)」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

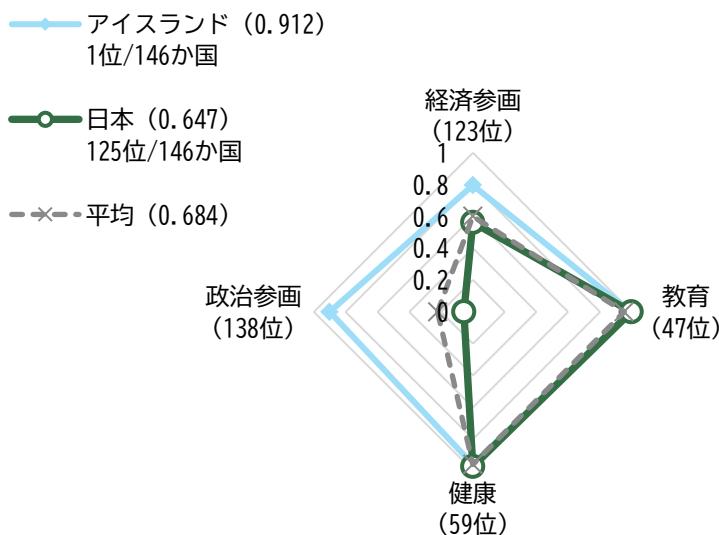
# 第2章 計画策定の社会的背景

## 1 國際的な動向

第3次計画策定以降における、男女共同参画を取り巻く国際的な動きをみると、2022(令和4)年の第66回国連婦人の地位委員会では、ジェンダー平等の推進に関する国際社会の取組を評価するとともに今後の課題について議論され、特に防災分野におけるジェンダー平等や女性のエンパワーメントについて取組を強化することが求められました。

一方で、第3次計画策定時の2018(平成30)年に発表された「ジェンダー・ギャップ指数<sup>1</sup>」では、我が国は149か国中110位、さらに2023年の同順位は、146か国中125位と、OECD加盟諸国の中でも非常に低く、過去最低の順位となっています。そして、政治分野では138位、経済分野では123位と男女の格差が大きくなっています。

【ジェンダー・ギャップ指数の分野別比較】



【ジェンダー・ギャップ指数(2023)  
主な国の順位】

順位	国名	値
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
6	ドイツ	0.815
15	イギリス	0.792
20	南アフリカ	0.787
30	カナダ	0.770
40	フランス	0.756
43	アメリカ	0.748
57	ブラジル	0.726
79	イタリア	0.705
87	インドネシア	0.697
105	韓国	0.680
107	中国	0.678
124	モルディブ	0.649
125	日本	0.647
126	ヨルダン	0.646
127	インド	0.643
146	アフガニスタン	0.405

<sup>1</sup> 【ジェンダー・ギャップ指数】スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指標。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識(社会的性別)のこと。

## 2 国の動向

### 2-1 第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、2000(平成12)年に策定した「第1次男女共同参画基本計画」から改訂を経て、2020(令和2)年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を策定しています。

第4次計画の期間中、人口減少及び未婚化の進行や人生100年時代の到来によるライフスタイルの変化、コロナ禍における女性の抱える困難の顕在化等、対応すべき課題の顕在化が進みました。そうした社会状況を踏まえ、第5次計画では次の4つの目指すべき社会像を掲げています。

#### 【第5次計画における目指すべき社会】

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 4 SDGsの達成に向け、男女共同参画・女性活躍を分野横断的に主流化し、様々な主体が連携して取り組む社会

### 2-2 女性活躍の推進

2015(平成27)年9月に施行された「女性活躍推進法」では3つの基本原則が掲げられており、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、都道府県や市町村はその基本方針等を勘案して、計画を策定することとされています。2020(令和2)年には改正が行われ、国や地方公共団体に加え、労働者が101人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出が義務付けされました。

#### 【女性活躍推進の3つの基本原則】

- 1 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

また、2018(平成30)年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30法律第28号)」が公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則とし、国・地方公共団体の責務や目標を定める等、政治分野における男女共同参画のより一層の推進が図られています。

## 2-3 子育て支援の推進

---

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に男女ともに離職することなく働き続けることができる雇用環境を整備するため、1992(平成4)年に育児・介護休業法<sup>2</sup>が施行されました。その後、さらなるワーク・ライフ・バランスの推進を目指して改正が重ねられており、2017(平成29)年の改正では育児休業期間の最長2歳までの延長、育児休業給付の支給期間の延長、事業者に対して、休業の取得対象となる労働者への制度の周知に努めること等が規定されました。2021(令和3)年からは子の看護休暇や介護休暇の時間単位での取得が可能となり、2022(令和4)年からは男性の育児休業の取得促進や育児・介護休業取得の条件緩和、事業主に対する育児・介護休業を取得しやすい環境整備を義務付けるなど、男女双方にとって働きやすい環境の整備が推進されています。

## 2-4 配偶者暴力防止、ストーカー規制法の改正

---

DV防止法の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされました。2023(令和5)年には、加害者が被害者へ接近することを禁止する「保護命令」の要件として、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力も対象とするよう改正されました。

また、2019(令和元)年6月に児童虐待防止法等の一部改正法が成立し、その中で、DV防止法も一部改正され、配偶者暴力相談支援センターと相互に連携すべき関係機関として、児童相談所が明確化されることとなりました。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)は 2013(平成25)年7月に改正され、ストーカー行為(つきまとい等を繰り返すこと)の禁止命令を出す権限が、被害者の居住地だけでなく、加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの繰り返しもストーカー行為に加えられました。その後、2017(平成29)年にはSNSを利用したメッセージの送信等が規制対象となり、2021(令和3)年にはGPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等が規制対象として加えられるなど、ストーカー被害の多様化に応じて改正が行われています。

<sup>2</sup> 【育児・介護休業法】育児または家族の介護を行う労働者の仕事と家庭との両立を目的とした法律であり、従業員は、育児や介護のために一定期間休暇を取得することができ、事業主は休暇取得を認め、休暇中の給与の一部を支払うことなどが求められる。

## **2-5 防災計画等における男女共同参画の視点**

---

国においては、2020(令和2)年に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、地域の災害対応力強化に向けて地方公共団体が災害対応にあたって取り組むべき事項が示されました。

また、国の「防災基本計画」においては、東日本大震災の発生後、避難所における女性や子育て家庭等へ配慮することなど、男女共同参画の視点による計画の改善が行われました。さらに、第5次男女共同参画基本計画においても、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担等が集中することがないよう、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画を進めることとされています。

## **2-6 困難な問題を抱える女性への支援**

---

女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化していることがコロナ禍により顕在化し、女性に対する支援強化が喫緊の課題として認識されるなか、2022(令和4)年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立しました。

この法律は、日常生活または社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ることを目的としています。性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目指しています。

### 3 県の動向

徳島県では、「男女共同参画立県とくしま」の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、2019(令和元)年に「誰もが輝く『未知のとくしま』創生プラン～徳島県男女共同参画基本計画(第4次)～」を策定しました。この計画が 2022(令和4)年度で終期となることから、徳島県独自の施策も取り入れた、より実効性の高い計画として、これまでの成果と課題を踏まえながら「徳島県男女共同参画基本計画(第5次)」を策定しています。

【徳島県男女共同参画基本計画(第5次)計画の体系】

基本方針	主要課題
I あらゆる分野で 女性が活躍できる 基盤づくり	1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援
	2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進
	3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備
	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
II 安全・安心に 暮らせる環境づくり	5 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	6 生活上の困難を抱える女性等への支援
	7 生涯にわたる健康づくりへの支援
	8 防災・事前復興における男女共同参画の推進
III 地域でともに 支え合う社会づくり	9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発
	10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
	11 地域社会における男女共同参画の推進
	12 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現
総合的な推進体制の整備	

# 第3章 計画の概要

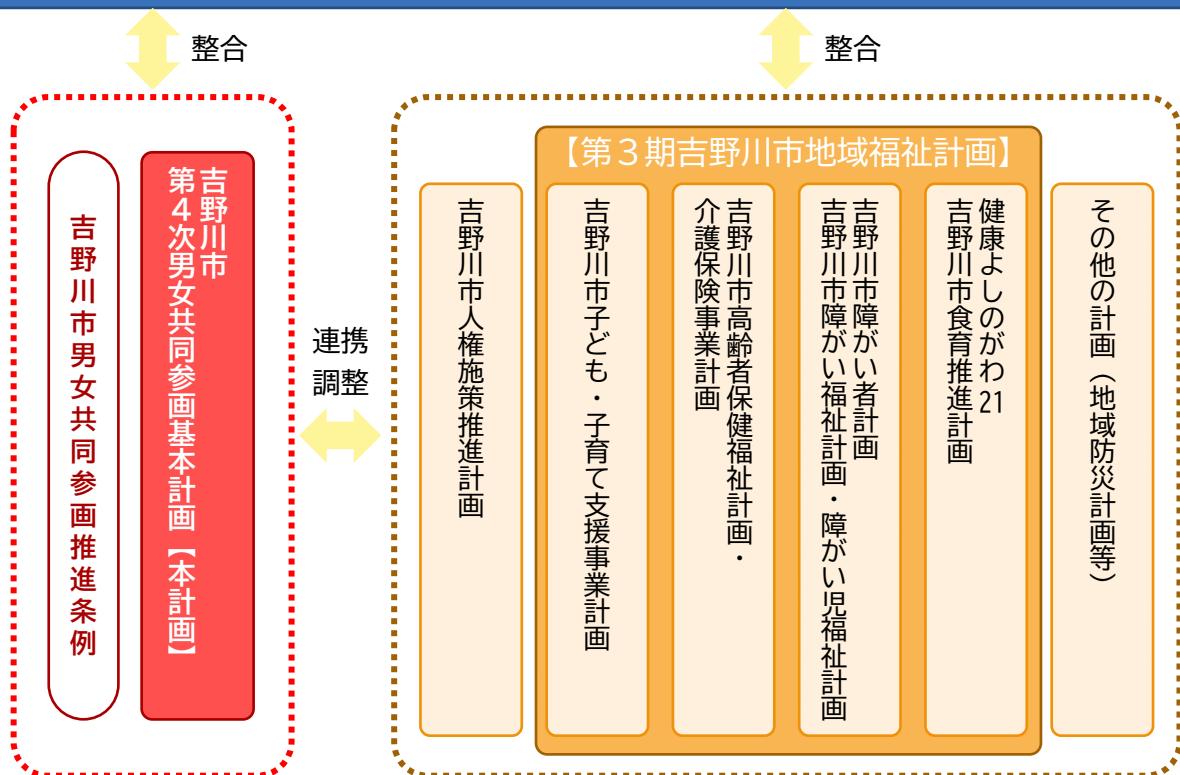
## 1 他計画との整合

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、国や県の男女共同参画基本計画、本市の市政運営の理念及び条例や関連他計画との整合に配慮して策定するとともに、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として、また「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

根拠法	<ul style="list-style-type: none"><li>● 男女共同参画社会基本法</li><li>● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)</li><li>● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)</li></ul>
国	<ul style="list-style-type: none"><li>● 第5次男女共同参画基本計画</li><li>● 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針</li><li>● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針</li></ul>
徳島県	<ul style="list-style-type: none"><li>● 徳島県男女共同参画推進条例</li><li>● 徳島県男女共同参画基本計画(第5次)</li><li>● 配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画</li></ul>

### 【計画の位置付け】

#### 市政運営の理念 「世代を越えて夢紡ぐまち 新・生活創造都市をめざして」



## 2 計画の期間

本計画の期間は、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5年間です。

## 3 計画の策定方法

計画の策定にあたり、本市在住の18歳以上の市民及び本市所在の事業所を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討するまでの基礎資料とする目的としてアンケート調査を実施しました。

男女共同参画に関する市民意識調査					
調査対象者	吉野川市内にお住まいの18歳以上男女の住民から無作為抽出				
調査数	1,000名				
調査方法	郵送による配布、郵送・インターネットによる回収				
調査票回収数	郵送 WEB	295件 68件	計363件	回収率	36.3%
男女共同参画に関する事業所アンケート調査					
調査対象者	吉野川市内に所在の事業所				
調査数	200事業所				
調査方法	郵送による配布、郵送・インターネットによる回収				
調査票回収数	郵送 WEB	54件 7件	計61件	回収率	30.5%
男女共同参画に関する中学生アンケート調査					
調査対象者	吉野川市立中学校に通う中学2年生				
調査数	280名				
調査方法	学校配付、学校回収				
調査票回収数	253件		回収率	90.4%	

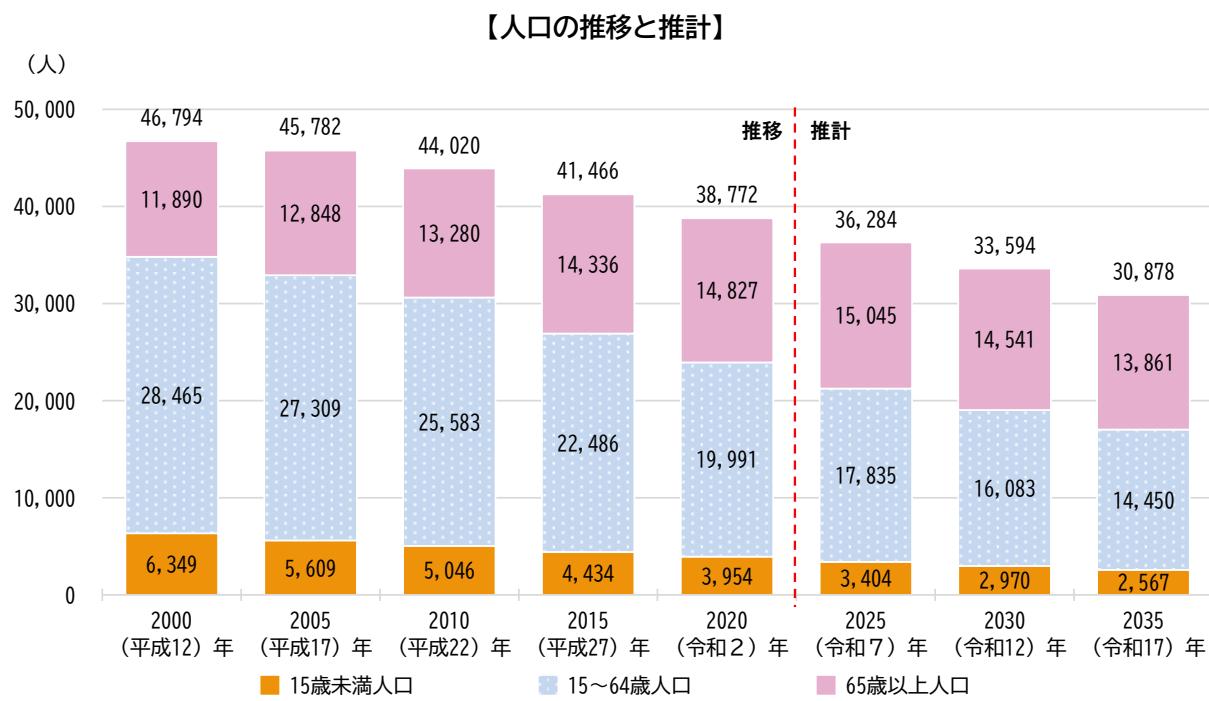
また、学識経験者・NPO事業者・各種団体等から構成される「吉野川市男女共同参画推進委員会」に諮問し、専門的見地から意見をいただくとともに、パブリックコメント(市民意見公募)を実施し、計画への意見を市民から幅広く聴取しました。

# 第4章 本市の現状

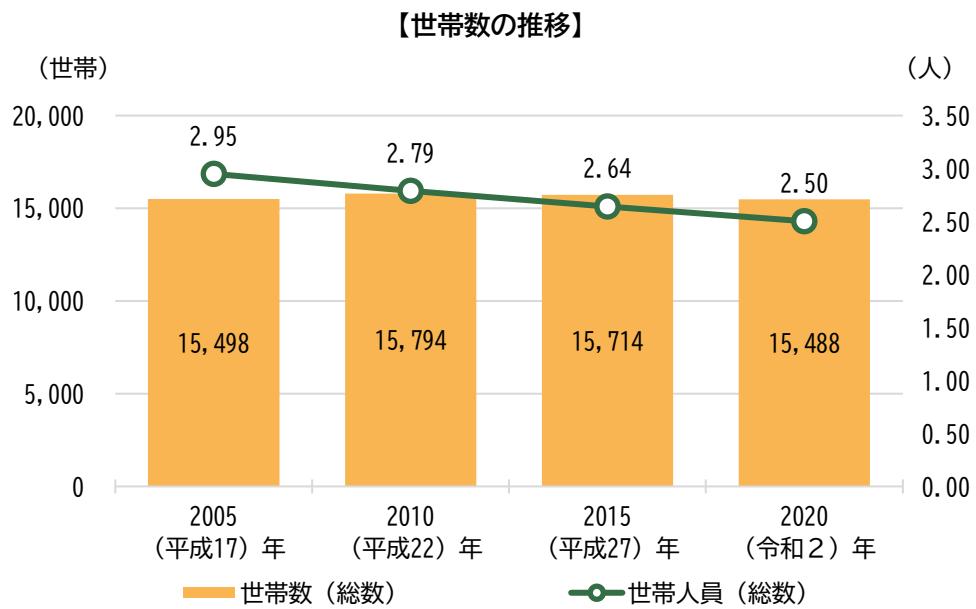
## 1 公的資料からみる本市の現状

### 1-1 人口・世帯数の動き

本市の人口は、2020(令和2)年の国勢調査では 38,772 人と、2015(平成27)年の 41,466 人から 2,694 人減少しています。世帯数はほぼ横ばいで推移していますが、1世帯あたりの人口数を示す世帯人員は減少傾向にあり、小家族化が進行しています。



資料: 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」



資料: 総務省「国勢調査」

## 1-2 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を大きく上回り、マイナスで推移しています。

転入と転出からみる「社会動態」については、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向が継続しています。

2021(令和3)年では、自然動態がマイナス424人、社会動態がマイナス196人、合計620人の人口減少となっています。

【人口動態】

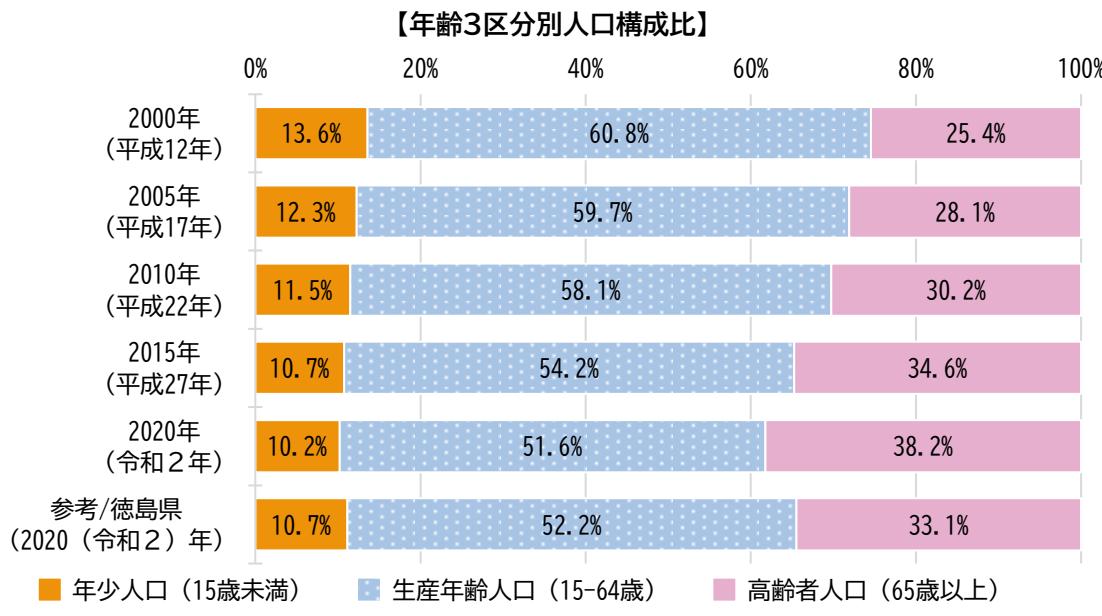
	自然動態		社会動態		人口動態		
	出生数	死亡者数	転入	転出			
2017（平成29）年	252	636	-384	816	1030	-214	-598
2018（平成30）年	232	624	-392	964	1081	-117	-509
2019（令和元）年	201	673	-472	943	1047	-104	-576
2020（令和2）年	221	609	-388	793	993	-200	-588
2021（令和3）年	186	610	-424	891	1087	-196	-620

資料：自然動態：保管統計表（厚生労働省）、  
社会動態：住民基本台帳人口移動報告（各年1月から12月分の移動状況）

## 1-3 年齢別人口構成

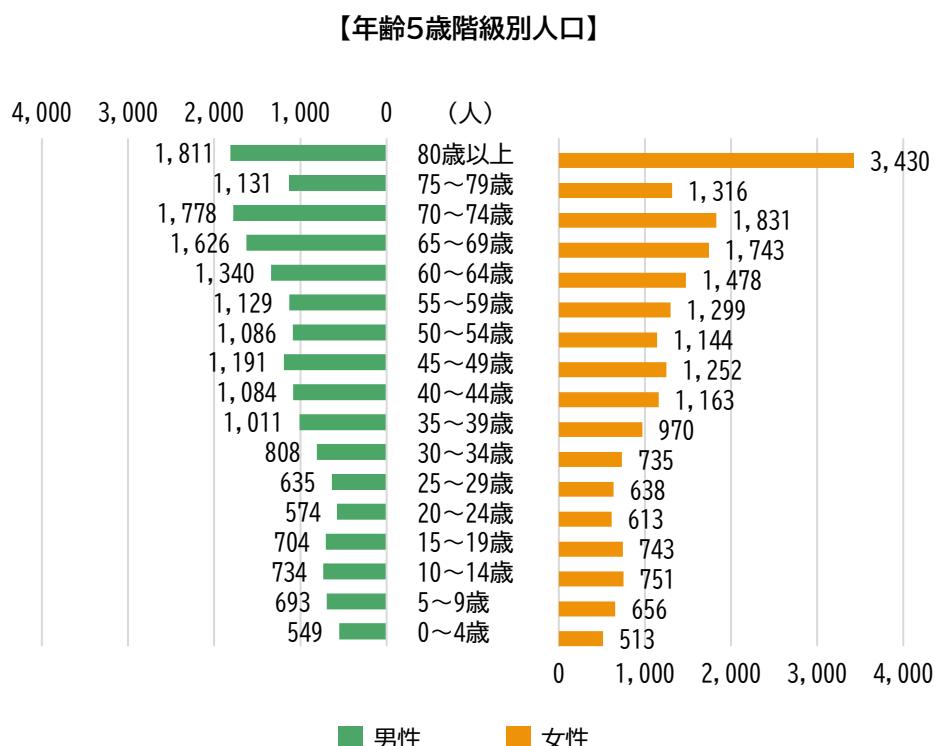
年齢別の人ロ構成比をみると、2020(令和2)年では年少人口(15歳未満)は10.2%、生産年齢人口(15~64歳)は51.6%、高齢者人口(65歳以上=高齢化率)は38.2%となっており、高齢化率は徳島県の平均を上回っています。

高齢化率が増加傾向にある一方で、年少人口は緩やかな減少で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



資料: 総務省「国勢調査」

さらに、年齢を5歳階級別でみると、男女ともに年齢層が上がるにつれて人口が多くなっている傾向がみられます。また、80歳以上では女性の人口が男性を大きく上回り、大きな差がみられます。

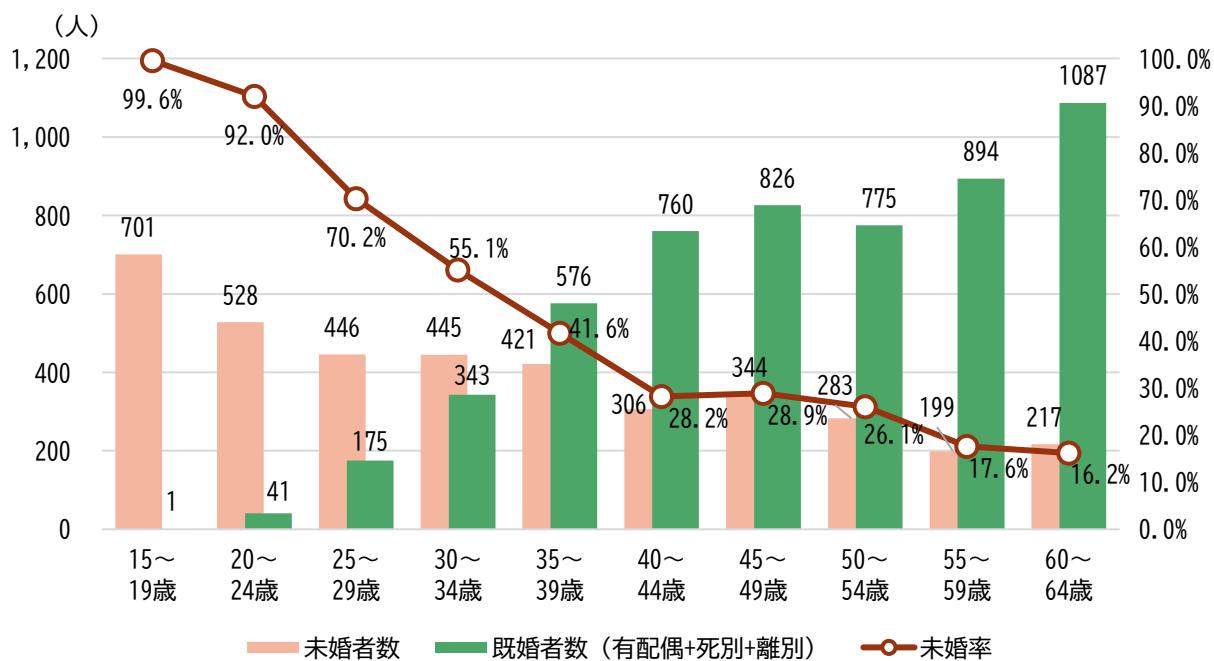


資料: 総務省「国勢調査」(2020(令和2)年)

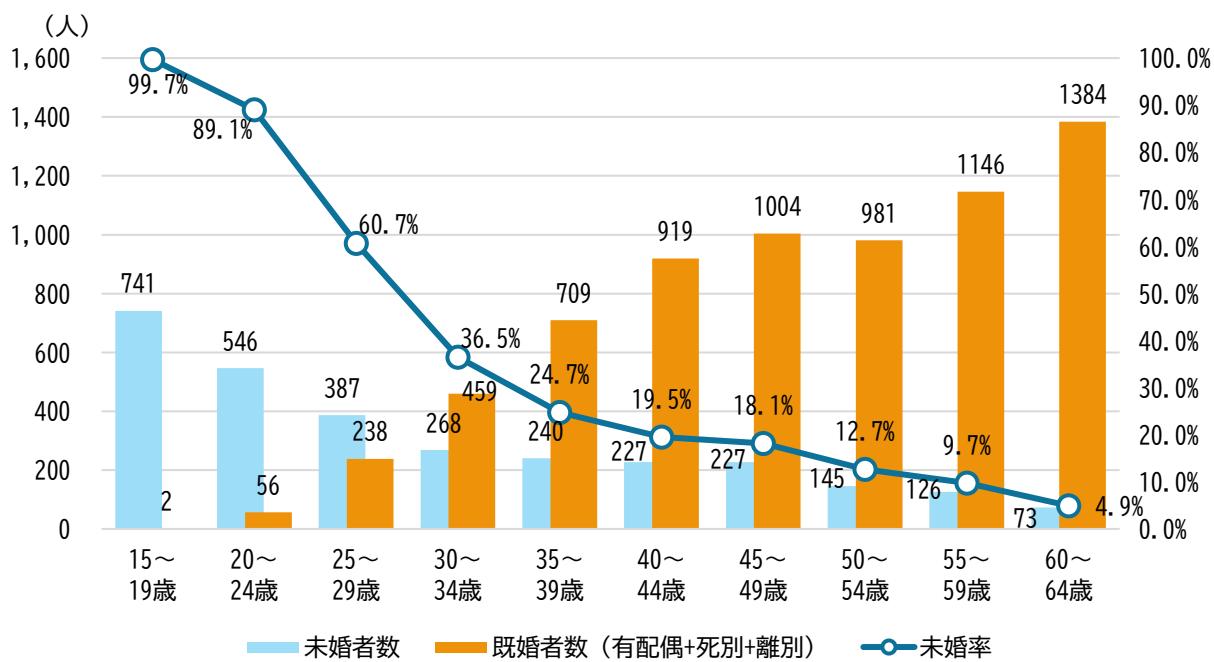
## 1-4 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年代別にみると、男性の場合、30代前半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30代後半になると逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を上回っており、男性よりも婚姻年齢が低くなっています。

【年齢別未婚者数と未婚率：男性】



【年齢別未婚者数と未婚率：女性】

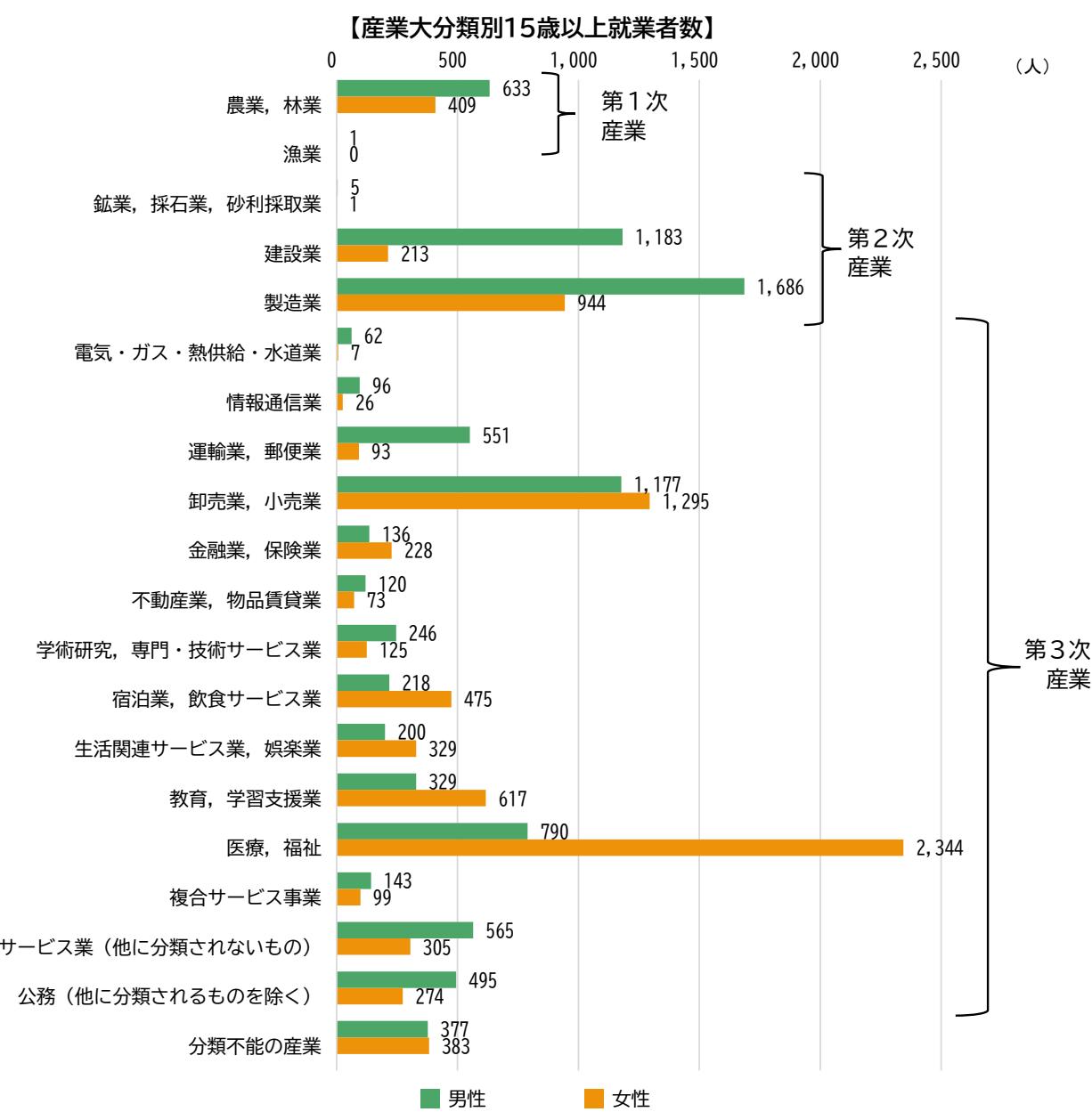
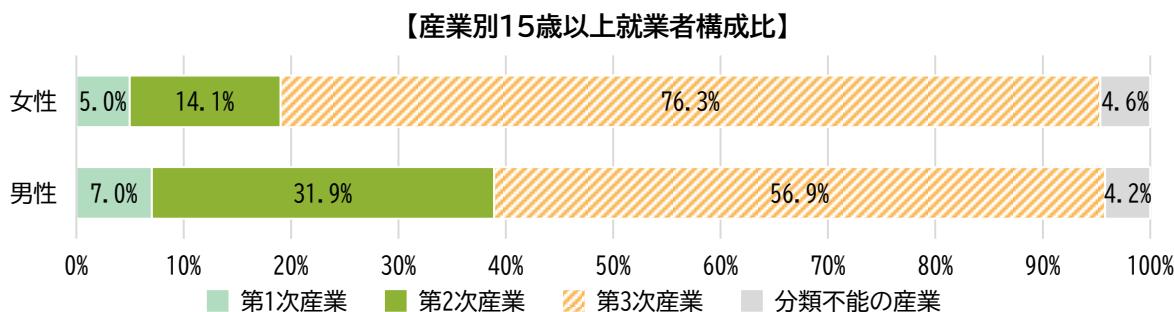


資料：総務省「国勢調査」(2020(令和2)年)

## 1-5 就業構造

本市の産業別就業者構成比を男女別にみると、2020(令和2)年時点では女性の7割以上が第3次産業に従事しており、男性と比較して大きな差がみられます。

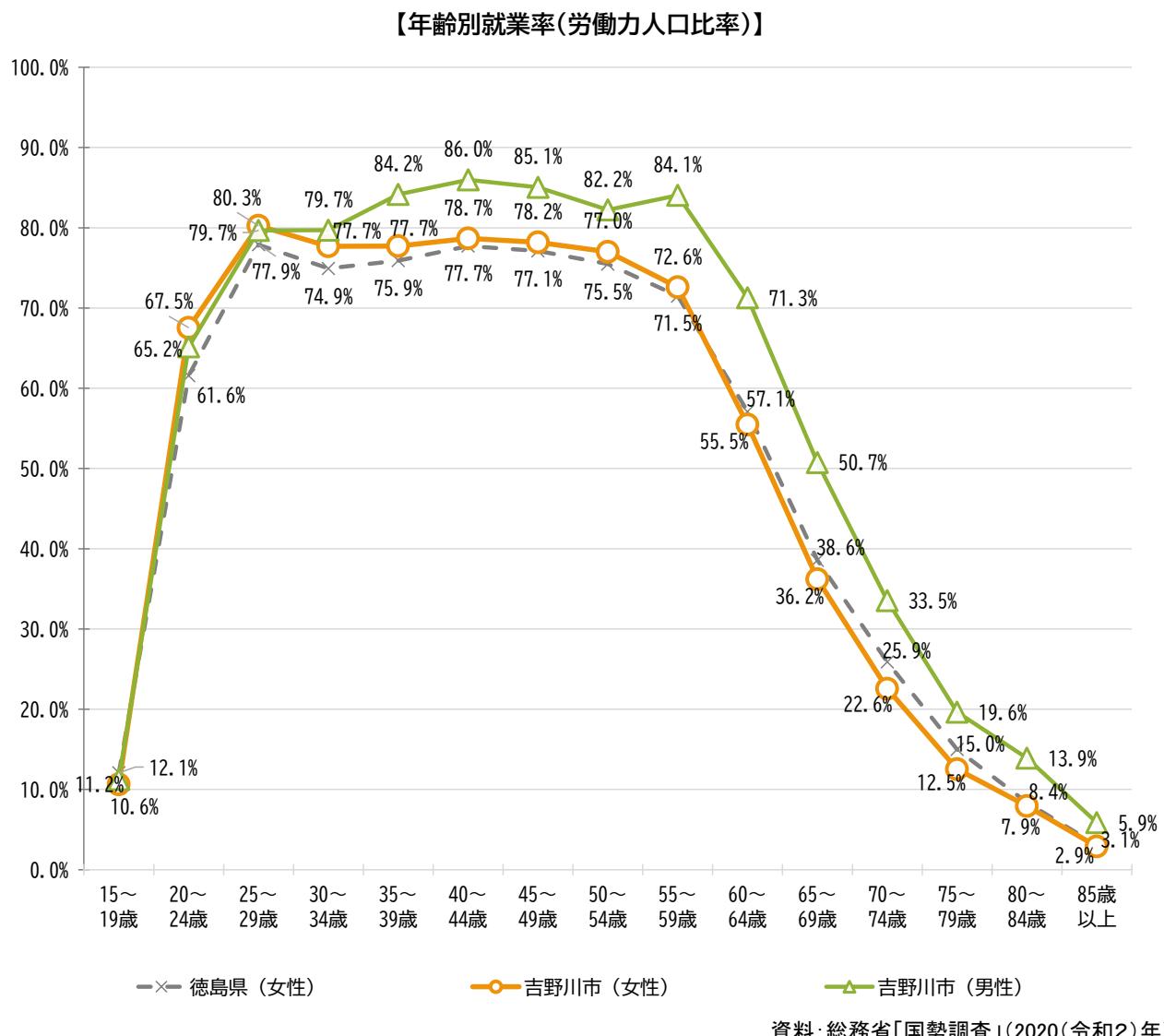
また、産業大分類別でみると、女性は「医療・福祉」の就業者が最も多く、男性は「製造業」の就業者が最も多くなっています。



資料：総務省「国勢調査」(2020(令和2)年)

## 1-6 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ<sup>3</sup>」の深さは浅くなっていますが、男性と比べると差がみられます。また、徳島県の平均に比べ、20～59歳の女性の就業率は各年齢層ともに高くなっています。

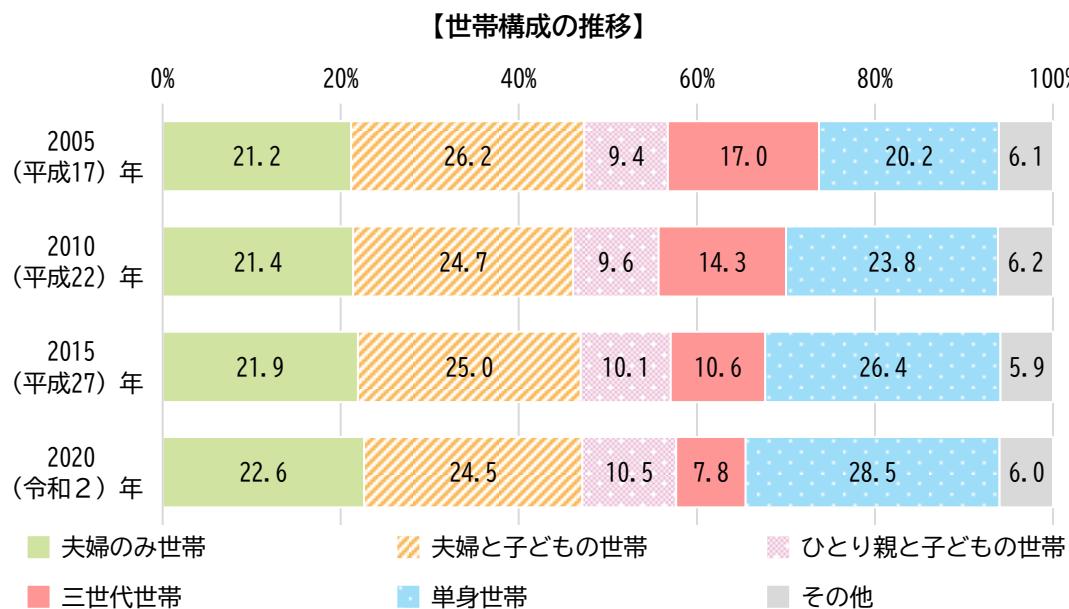


資料：総務省「国勢調査」(2020(令和2)年)

<sup>3</sup> 【M字カーブ】日本の女性の労働率を年齢階級別にグラフ化したとき、おおむね30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴によるもの。

## 1-7 世帯構成

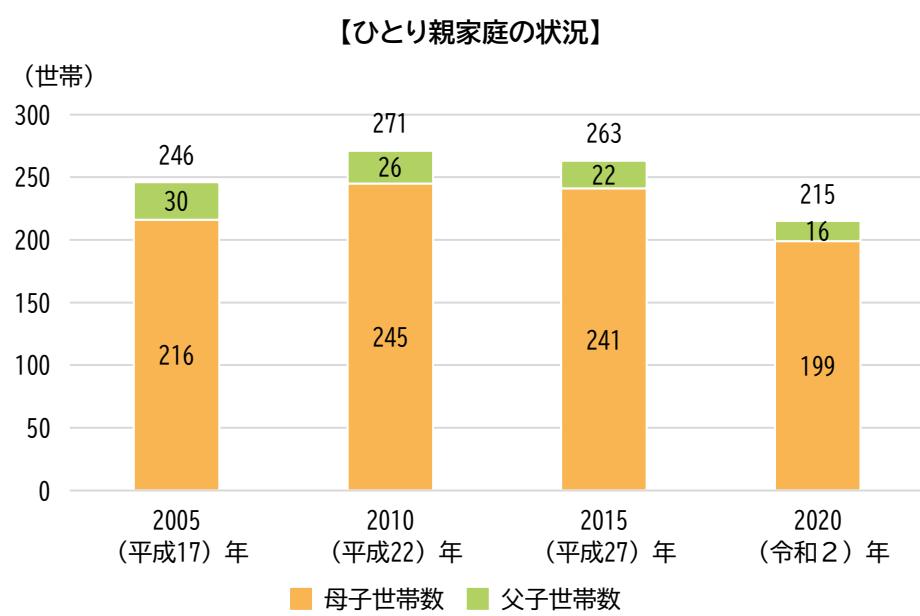
世帯構成について、2005(平成17)年から2020(令和2)年までの推移でみると、「夫婦のみの世帯」「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加傾向にあり、「夫婦と子どもの世帯」は2005(平成17)年と比較して減少しています。また、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。



資料：総務省「国勢調査」

## 1-8 ひとり親家庭

本市のひとり親家庭については、2020(令和2)年で215世帯となっており、2015(平成27)年の263世帯から減少しています。また、その大半は母子世帯が占めています。



資料：総務省「国勢調査」

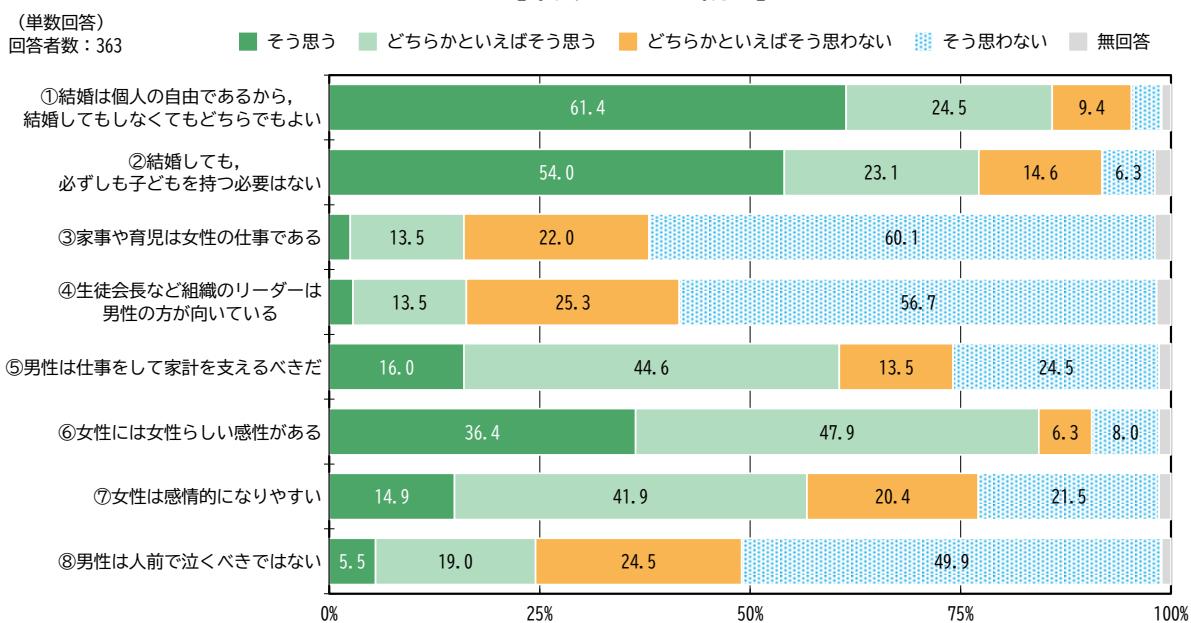
## 2 アンケート調査結果の概要

### 2-1 男女共同参画の意識

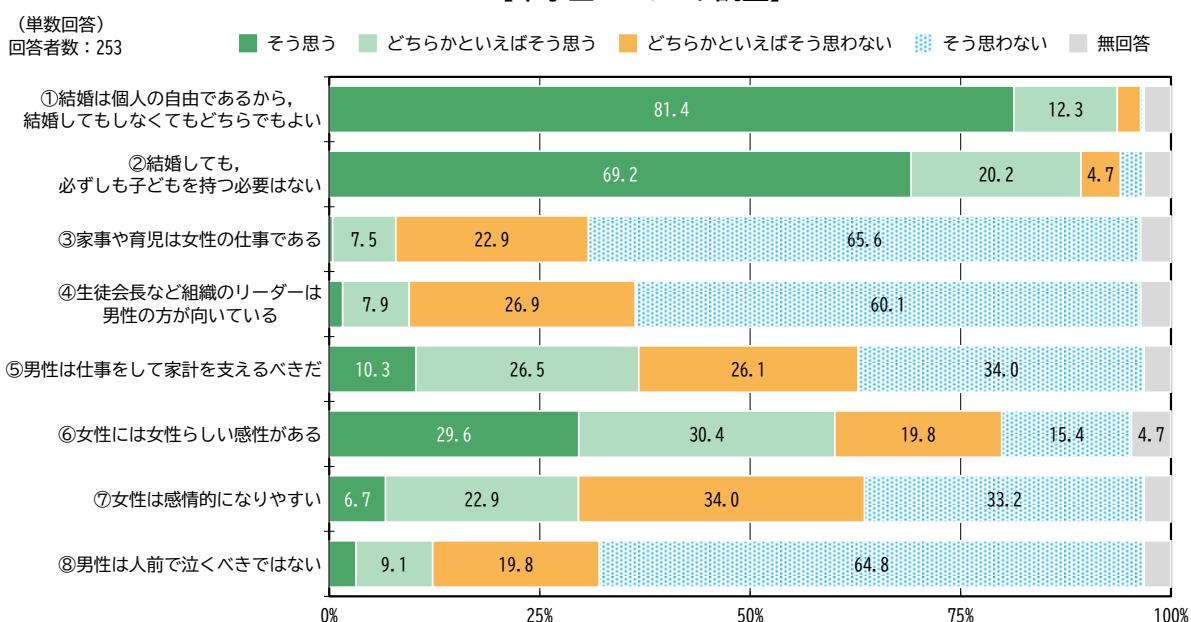
市民アンケート、中学生アンケートの両方で『③家事や育児は女性の仕事である』に賛成している割合は低い一方で『⑤男性は仕事をして家計を支えるべきだ』に賛成している割合は高くなっています。女性の社会進出についての意識は高まっているものの、男性の家庭参画についての意識はいまだに低い状況がうかがえます。

『⑥女性には女性らしい感性がある』に賛成している割合は、市民アンケートで84.3%、中学生アンケートで60.0%となっており、ジェンダーの意識は強いことがわかります。

【市民アンケート調査】

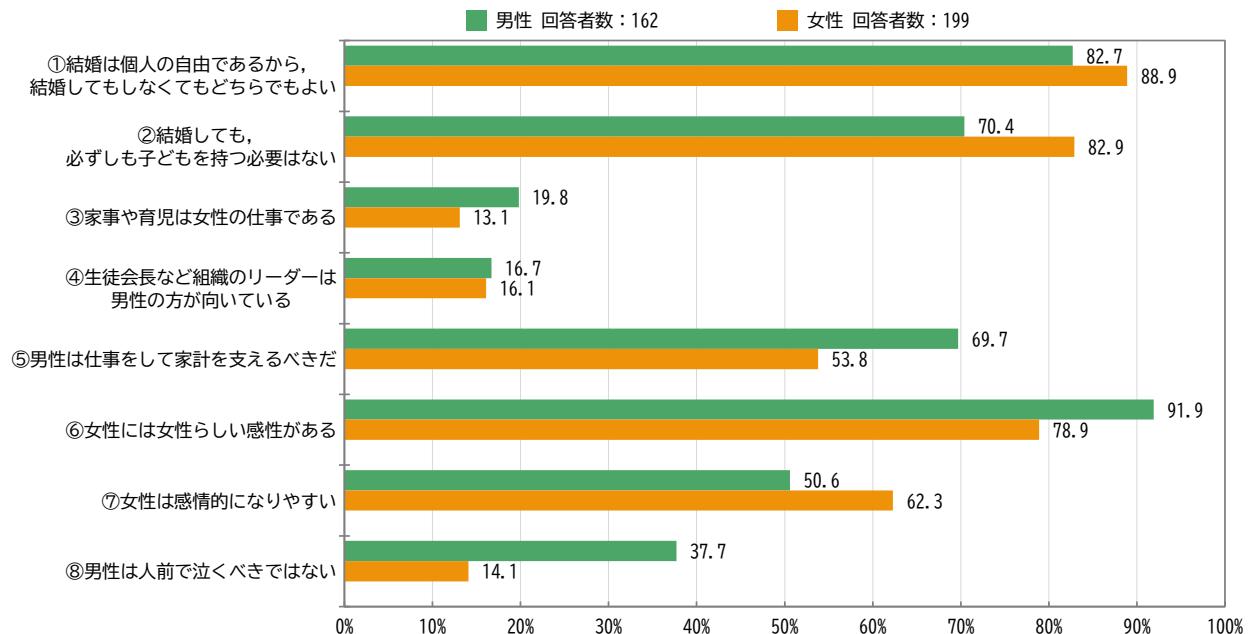


【中学生アンケート調査】

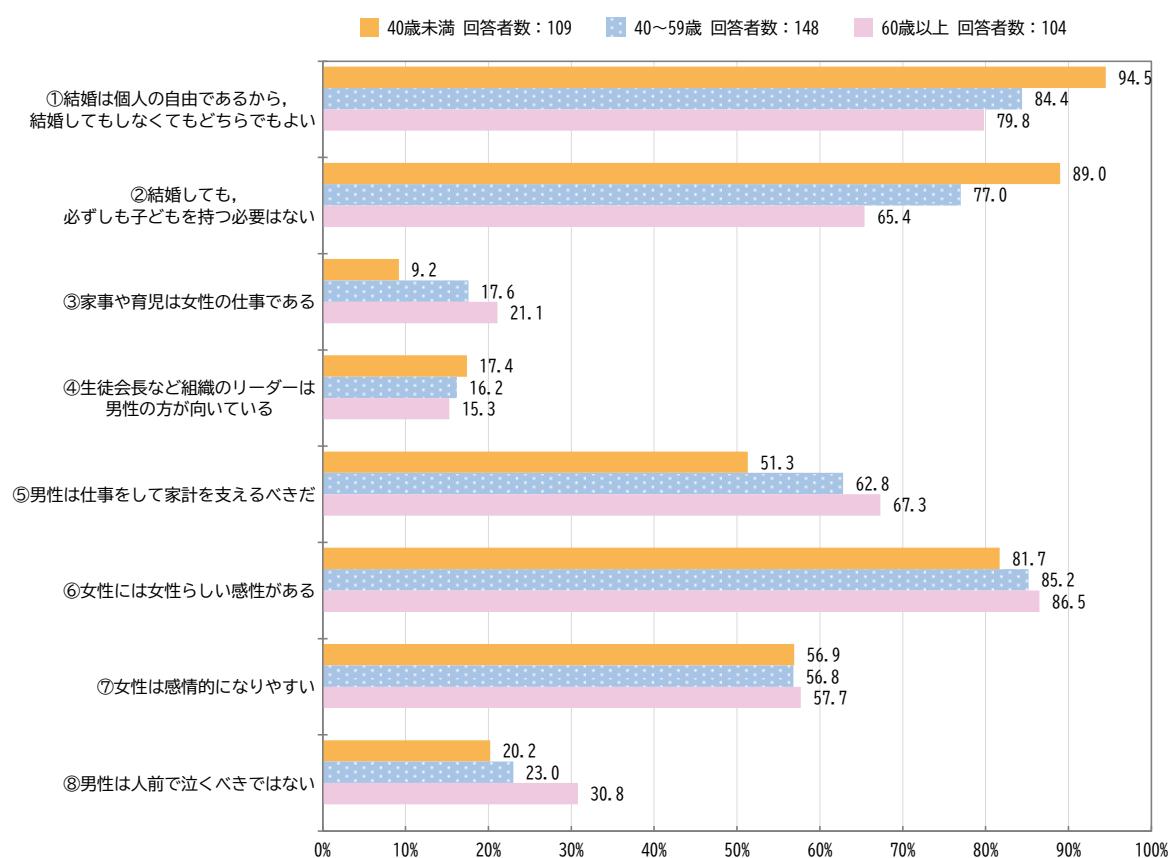


性別で比較すると、男性は女性に比べて『⑤男性は仕事をして家計を支えるべきだ』『⑥女性には女性らしい感性がある』『⑧男性は人前で泣くべきではない』で賛成割合が高くなっています。この項目は年齢層が上がるほど賛成割合が高くなっており、男性や高齢層へのより一層の啓発が求められます。

#### 【「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた割合による比較(市民アンケート)】



#### 【「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた割合による比較(市民アンケート)】



## 2-2 男女の平等感の状況

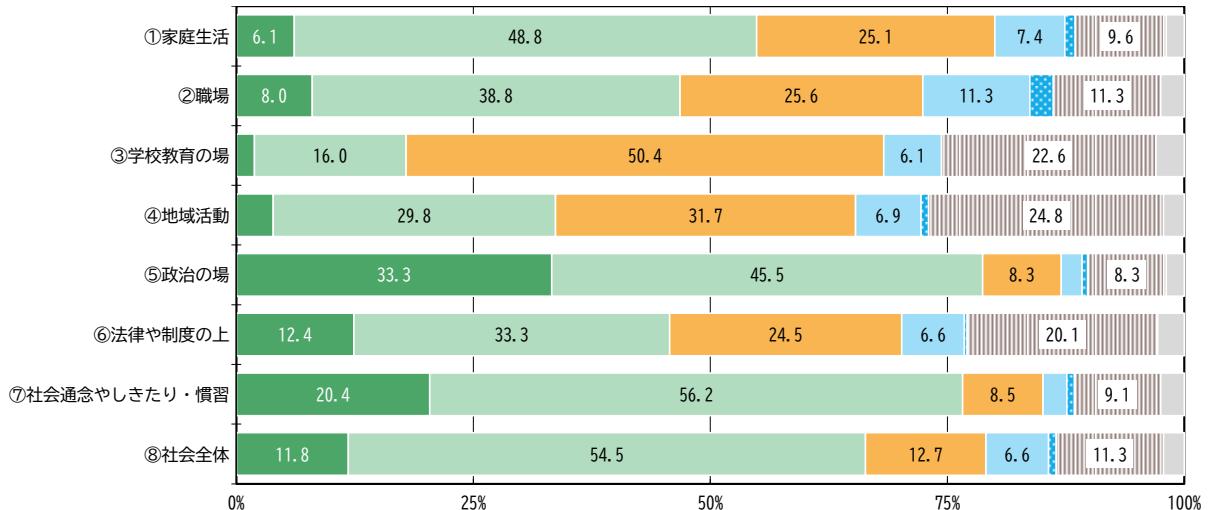
市民アンケートでは全体的に『男性の方が非常に優遇されている』『どちらかといえば男性の方が優遇されている』を合わせた割合が、中学生アンケートと比較して高くなっています。

また、学校での平等感については大人と子どもで大きな差がない一方で、家庭生活での平等感は差が大きくなっています。子どもの頃から男女共同参画の意識づけをしていくためには、教育現場だけでなく、家庭生活において家事・育児を協力し合うなど、身近な大人が規範となって男女共同参画を進めていくことが重要です。

### 【市民アンケート調査】

(単数回答)  
回答者数：363

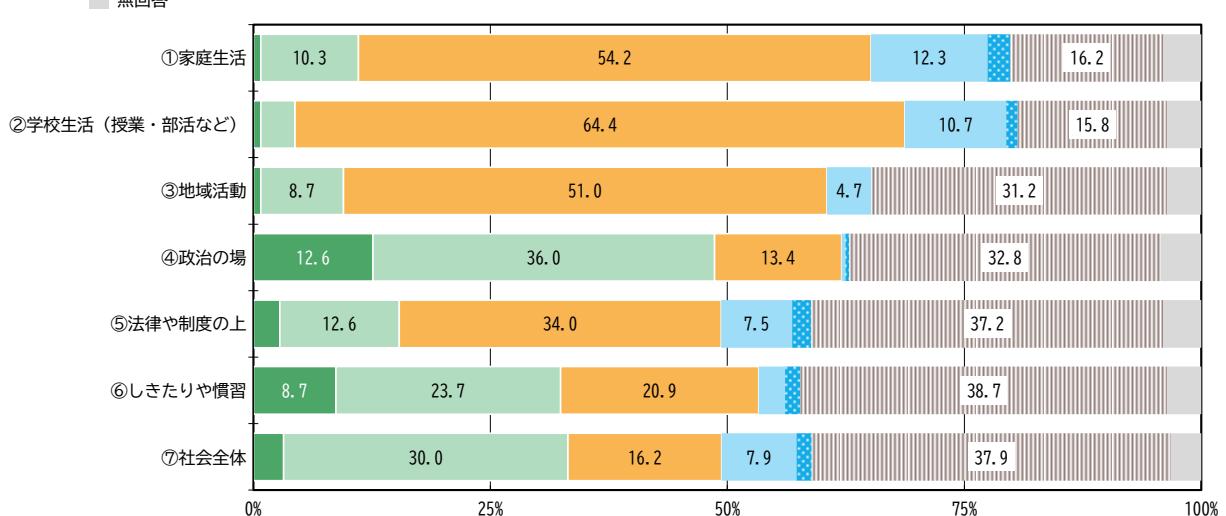
■ 男性の方が非常に優遇されている ■ どちらかといえば男性の方が優遇されている ■ 平等になっている  
■ どちらかといえば女性の方が優遇されている ■ 女性の方が非常に優遇されている ■ わからない  
■ 無回答



### 【中学生アンケート調査】

(単数回答)  
回答者数：253

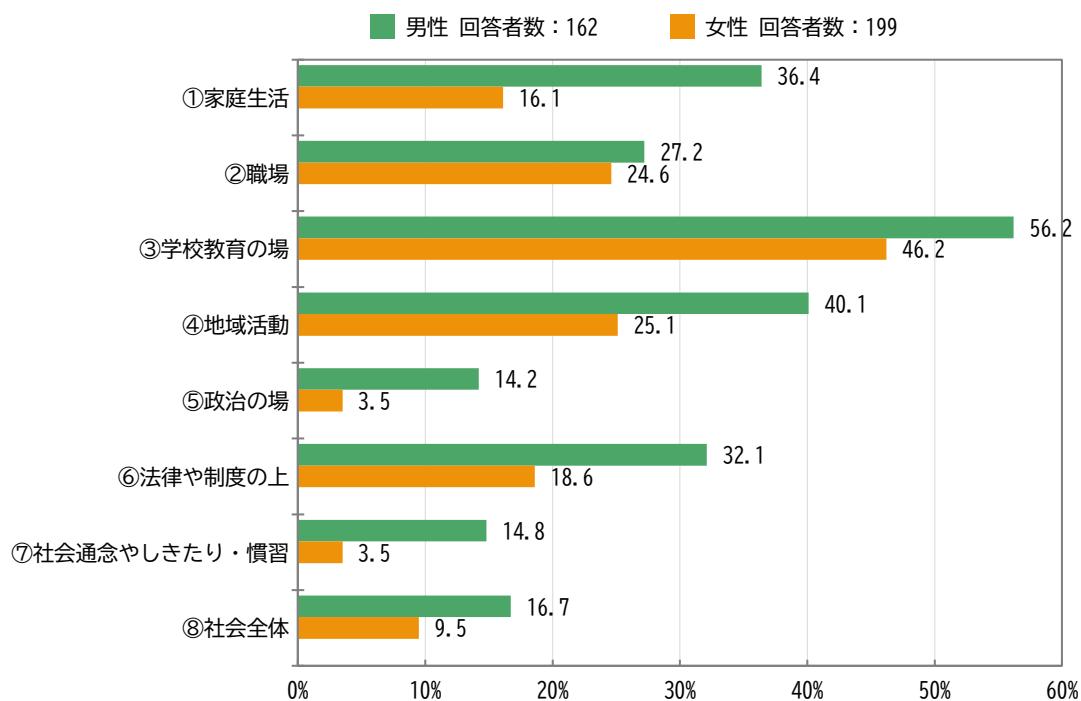
■ 男性の方が非常に優遇されている ■ どちらかといえば男性の方が優遇されている ■ 平等になっている  
■ どちらかといえば女性の方が優遇されている ■ 女性の方が非常に優遇されている ■ わからない  
■ 無回答



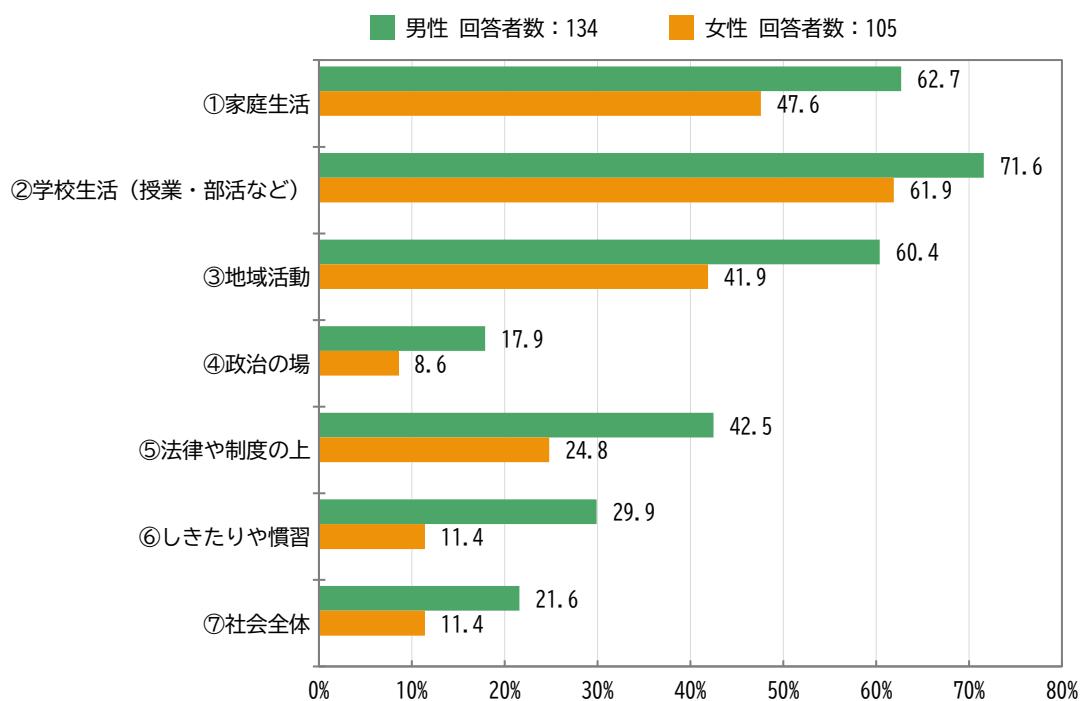
性別で比較すると、市民アンケートではすべての項目において、男性の「平等」と答えている割合が女性の「平等」と答えている割合より高くなっています。中学生アンケートでも市民アンケートと同様の傾向がみられます。

平等感には男女で差があり、現状の認識のギャップを埋めていくことが必要です。

#### 【「平等」と答えた割合の性別による比較(市民アンケート)】



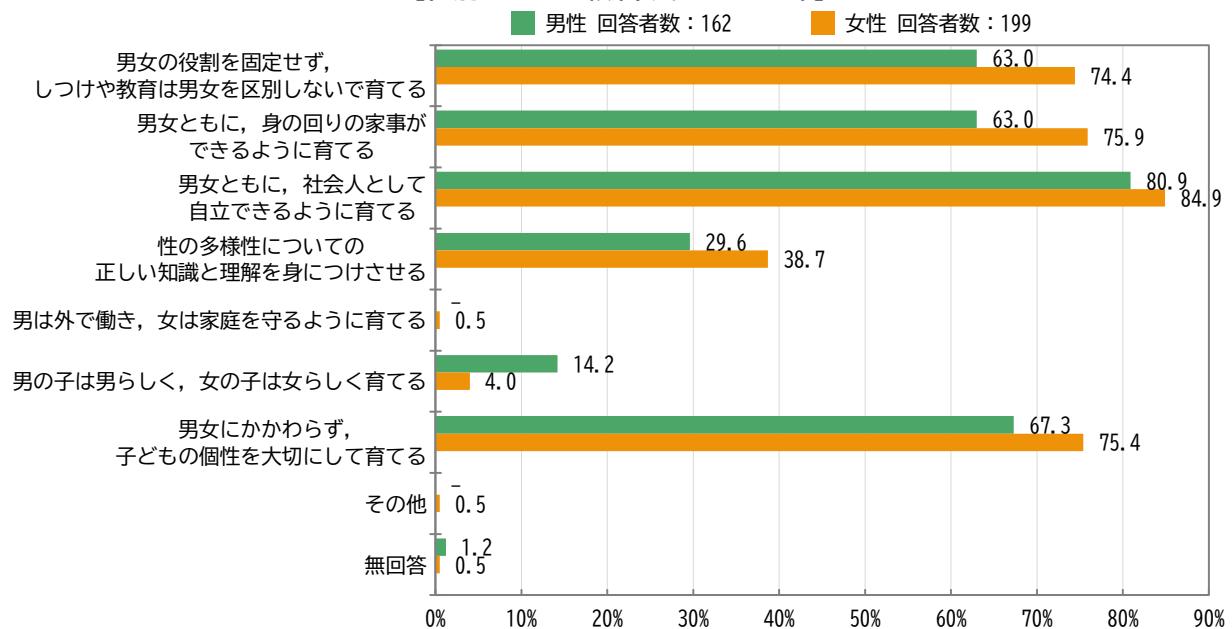
#### 【「平等」と答えた割合の性別による比較(中学生アンケート)】



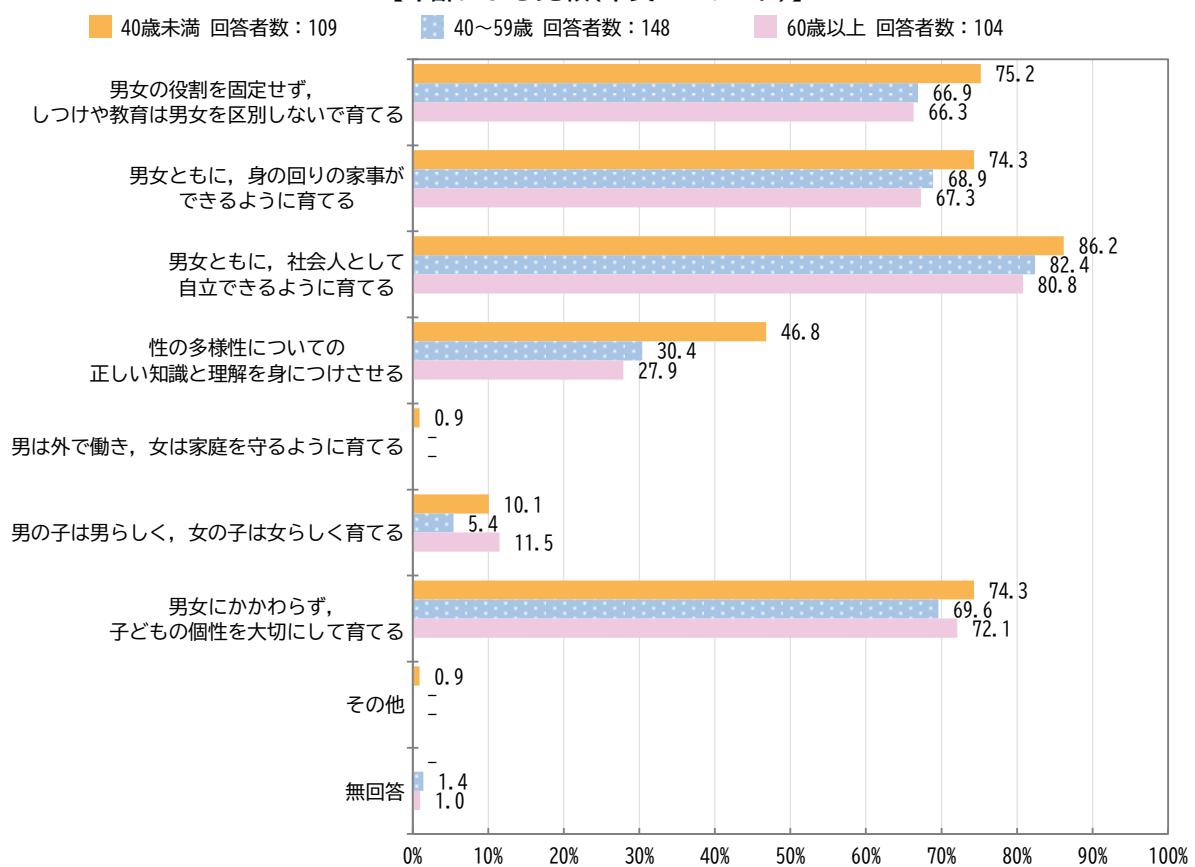
## 2-3 子どもの教育について

子どもの教育への考え方について性別で比較すると『男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる』を望ましいとする割合は、女性よりも男性が高くなっています。年齢で比較すると、若い世代ほど性別にとらわれない教育が望ましいとする割合が高くなっています。子育て世代だけでなく祖父母世代にもこうした意識を広げていくことが重要です。

【性別による比較(市民アンケート)】

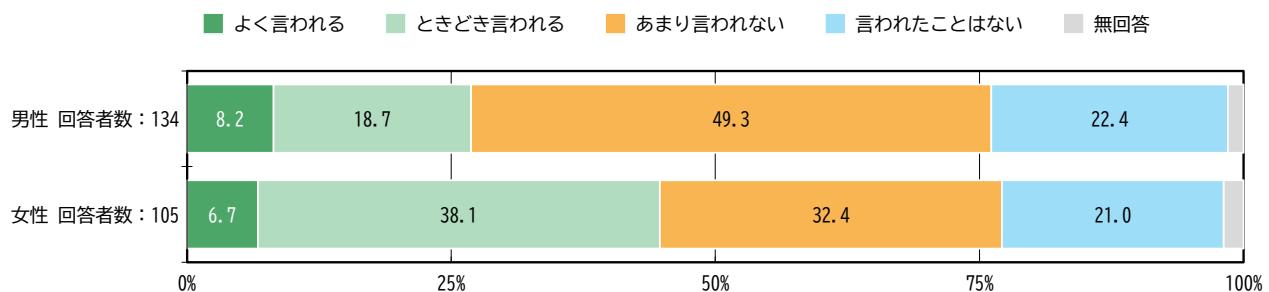


【年齢による比較(市民アンケート)】



中学生アンケートでは、女性は男性と比較して性別を理由とした言動を受けた経験のある割合が高くなっています。内容については、女性は言葉づかいや座り方、男性は泣いた時等に言われる割合が高くなっています。学校や家庭、地域などあらゆる場面で性別にかかわらず個性を尊重した教育が求められます。

#### 【「男だから～」や「女だから～」と言われた経験(中学生アンケート)】



#### 「よく言われる」「ときどき言われる」と回答した人限定

#### 【「男だから～」や「女だから～」と言わされたことの内容(中学生アンケート)】

	全体 回答者数 : 89	男性 回答者数 : 36	女性 回答者数 : 47
言葉づかい	49.4	8.3	78.7
服装や身だしなみ	39.3	22.2	51.1
整理整頓	27.0	11.1	36.2
お手伝い	29.2	25.0	34.0
食事のしきたり	12.4	2.8	19.1
座り方	41.6	16.7	61.7
歩き方	20.2	11.1	27.7
勉強	13.5	11.1	14.9
テレビ番組	2.2	2.8	-
友達関係	9.0	5.6	8.5
家に帰る時刻	14.6	5.6	21.3
スポーツ	7.9	16.7	2.1
お金の使い方	6.7	13.9	2.1
泣いた時	18.0	38.9	4.3
その他	7.9	13.9	2.1
無回答	-	-	-

※「全体」には性別無回答の方等も含まれているため、「男性」と「女性」の合計と「全体」の数は一致しません。

## 2-4 仕事に関する男女共同参画

女性は男性と比較して、ライフステージの変化に応じて働き方を変えたり、退職している割合が高くなっています。働きたい女性が働き続けられるよう、育児休業・介護休業等の充実や男性の家庭参画等、より一層の環境整備が求められます。

【ライフステージの変化による退職等の状況の性別による比較(市民アンケート)】

	全体 回答者数：363	男性 回答者数：162	女性 回答者数：199
勤務条件などを変えず、ずっと働いた（育児休業、介護休業等の取得を含む）	39.9	55.6	27.6
勤務条件などを変えて、ずっと働いた（フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など）	8.3	3.7	12.1
結婚を機に仕事をやめた	5.5	-	10.1
自身もしくは配偶者の妊娠を機に仕事をやめた	2.8	1.2	4.0
自身もしくは配偶者の出産を機に仕事をやめた	1.9	-	3.5
家族の介護のために仕事をやめた	3.9	3.1	4.5
結婚や妊娠、出産や介護等でいったん仕事をやめ、その後フルタイム勤務で働いた	2.2	-	4.0
結婚や妊娠、出産や介護等でいったん仕事をやめ、その後パートタイム勤務で働いた	5.2	1.2	8.5
そもそもと働いていなかった	3.6	2.5	4.5
その他	1.9	1.9	2.0
該当しない	22.3	28.4	17.1
無回答	2.5	2.5	2.0

※「全体」には性別無回答の方等も含まれているため、  
「男性」と「女性」の合計と「全体」の数は一致しません。

昇進のイメージについて、女性は男性と比較して『仕事と家庭の両立が困難になる』の割合が高くなっています。

事業所アンケートでは女性を管理職に登用する際の問題点として『女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない』の割合が高くなっています。女性の昇進については家庭での責任が重いために昇進に対して本人が積極的になれない可能性が考えられます。女性活躍を進める上では、家庭における女性の負担軽減が重要です。

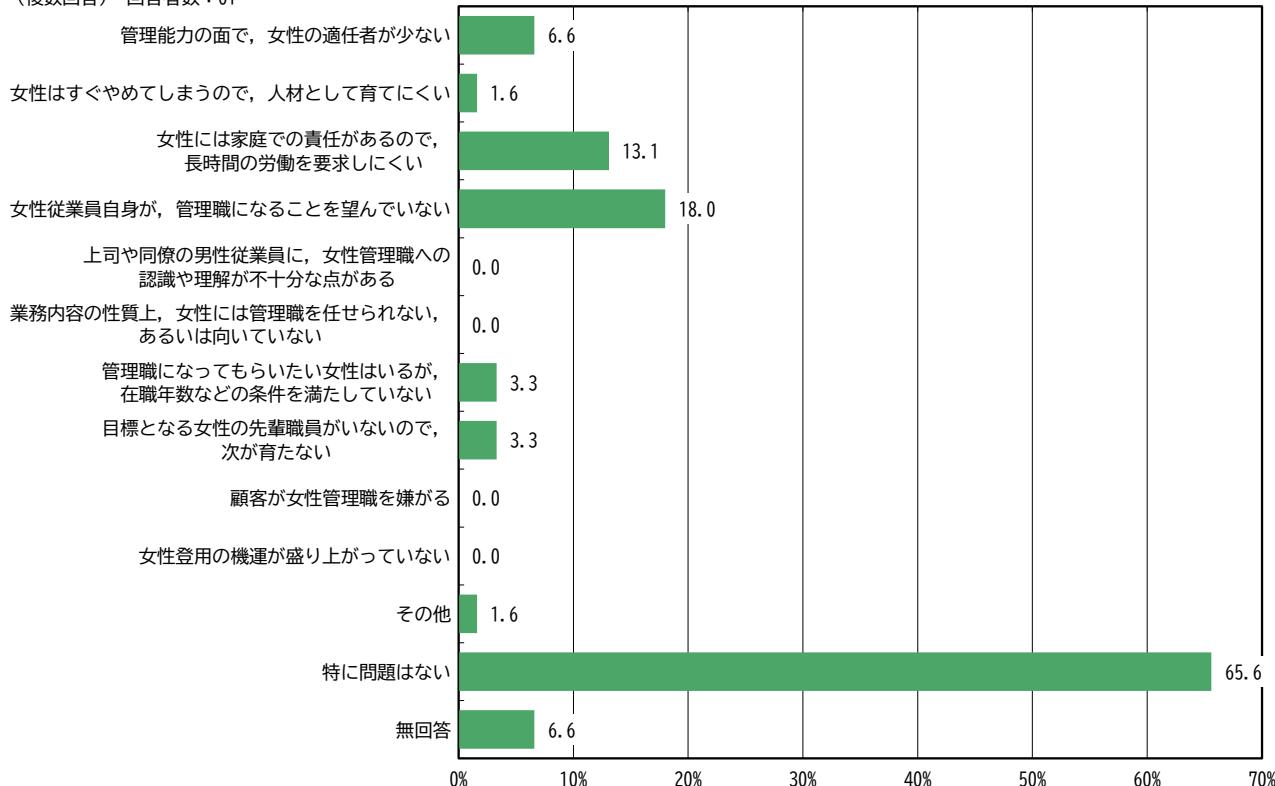
#### 【昇進に対するイメージの性別による比較(市民アンケート)】

	全体 回答者数：363	男性 回答者数：162	女性 回答者数：199
やりがいのある仕事ができる	24.5	22.8	26.1
能力が認められた結果である	52.6	46.3	58.3
賃金が上がる	58.7	56.2	61.3
家族や周囲から評価される	27.5	31.5	24.6
自分が決定できる事柄が多くなる	32.2	37.0	28.6
責任が重くなる	85.4	85.8	85.4
やるべき仕事が増える	54.3	55.6	53.3
妬みなどで周囲に足を引っ張られる	10.2	11.1	9.5
仕事と家庭の両立が困難になる	33.3	28.4	37.7
その他	1.9	3.1	1.0
特はない	3.6	4.9	2.5
無回答	1.9	0.6	2.5

※「全体」には性別無回答の方等も含まれているため、  
「男性」と「女性」の合計と「全体」の数は一致しません。

#### 【女性を管理職に登用する際の問題点(事業所アンケート)】

(複数回答) 回答者数：61



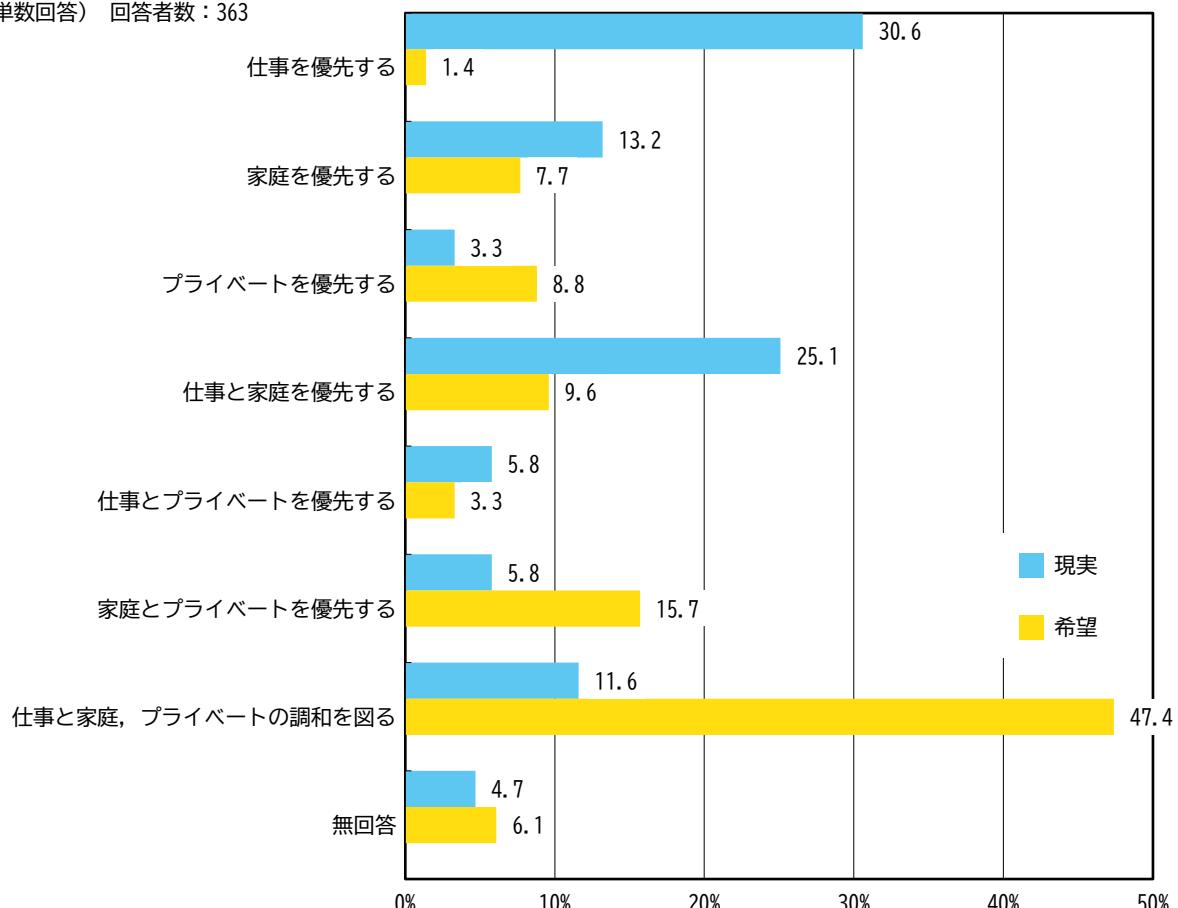
## 2-5 ワーク・ライフ・バランスについて

「仕事」「家庭」「プライベート」のバランスについて、希望をみると『仕事と家庭、プライベートの調和を図る』の割合が高くなっている一方で、現実をみると『仕事を優先する』の割合が高くなっています。また、家事や労働の時間について、男性は女性と比較して労働時間が長く、女性は男性と比較して家事の時間が長くなっている傾向がみられます。家庭内の役割分担の状況をみても、「生活費を得る」「地域活動(自治会やPTA、ボランティアなど)」は「主に夫」とする割合が高いですが、それ以外の項目では「主に妻」の割合が高くなっています。

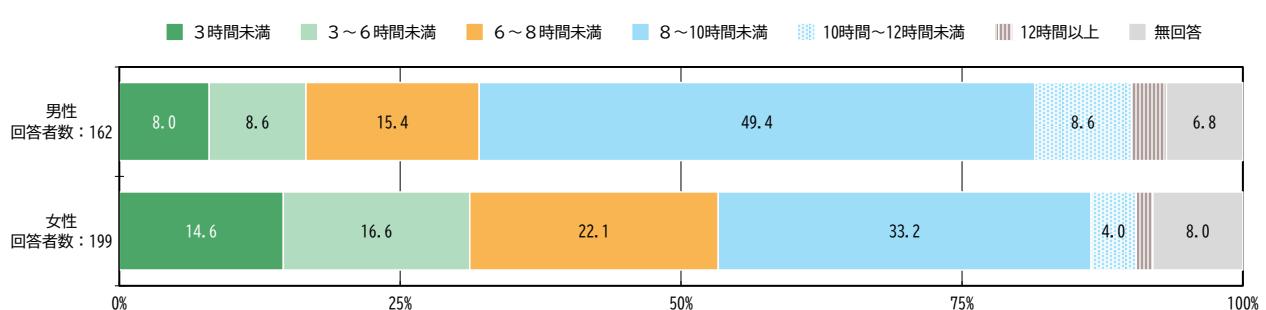
性別にかかわらず誰もが希望の生活を実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進していくことが求められます。

【「仕事」「家庭」「プライベート」のバランスの現実と希望(市民アンケート)】

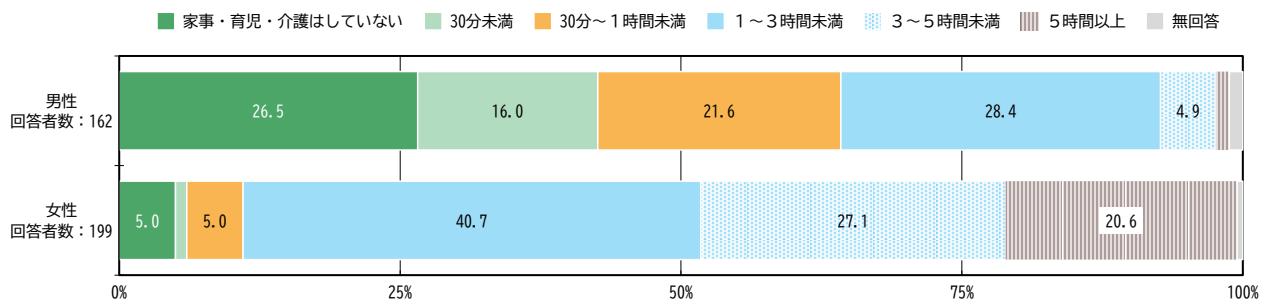
(単数回答) 回答者数：363



【平日の1日の労働時間(市民アンケート)】



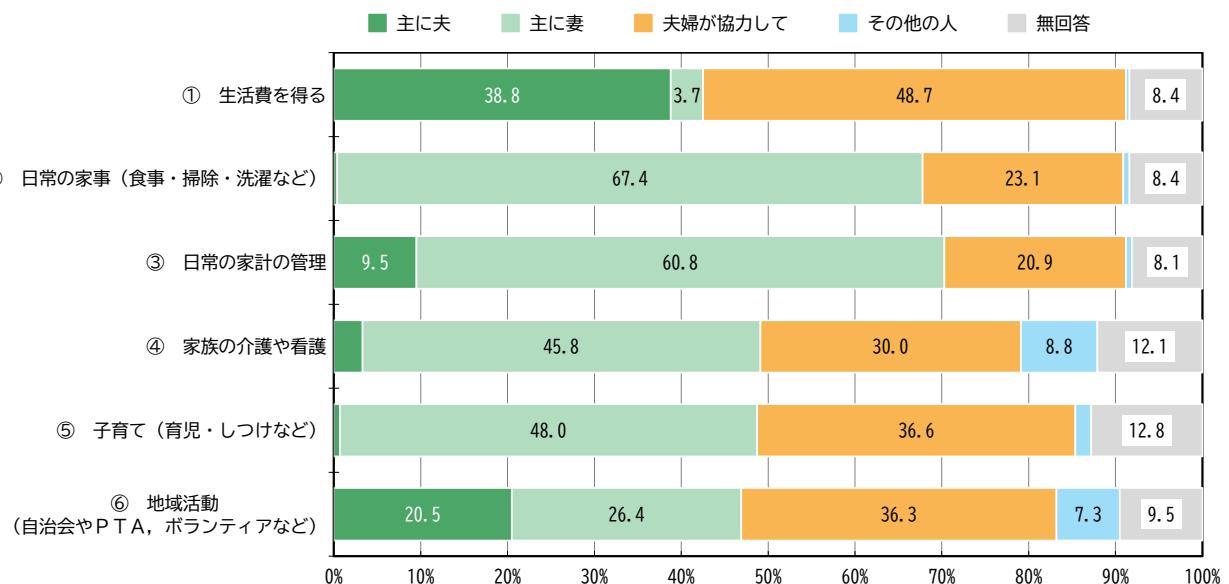
### 【家事・育児・介護等にかかる時間(市民アンケート)】



### 結婚している(していた)と回答した人限定

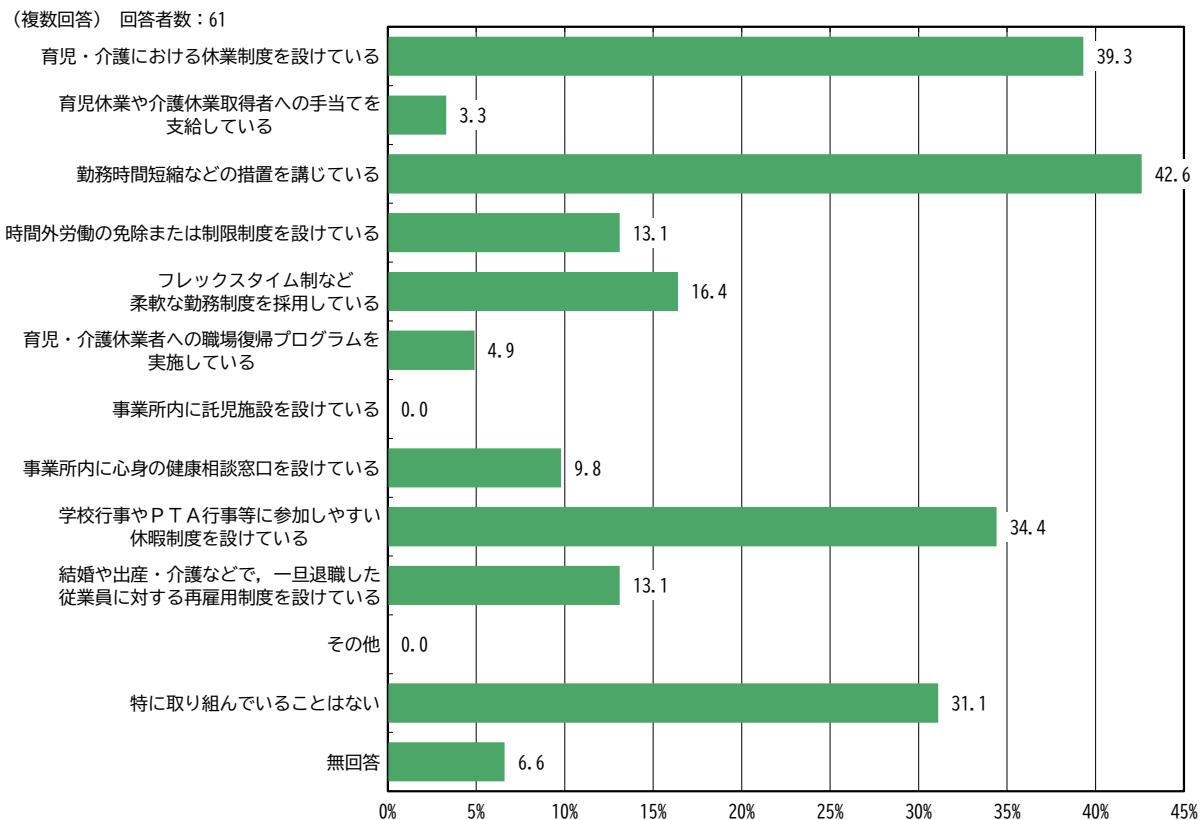
### 【家庭内の役割分担の状況(市民アンケート)】

回答者数：273

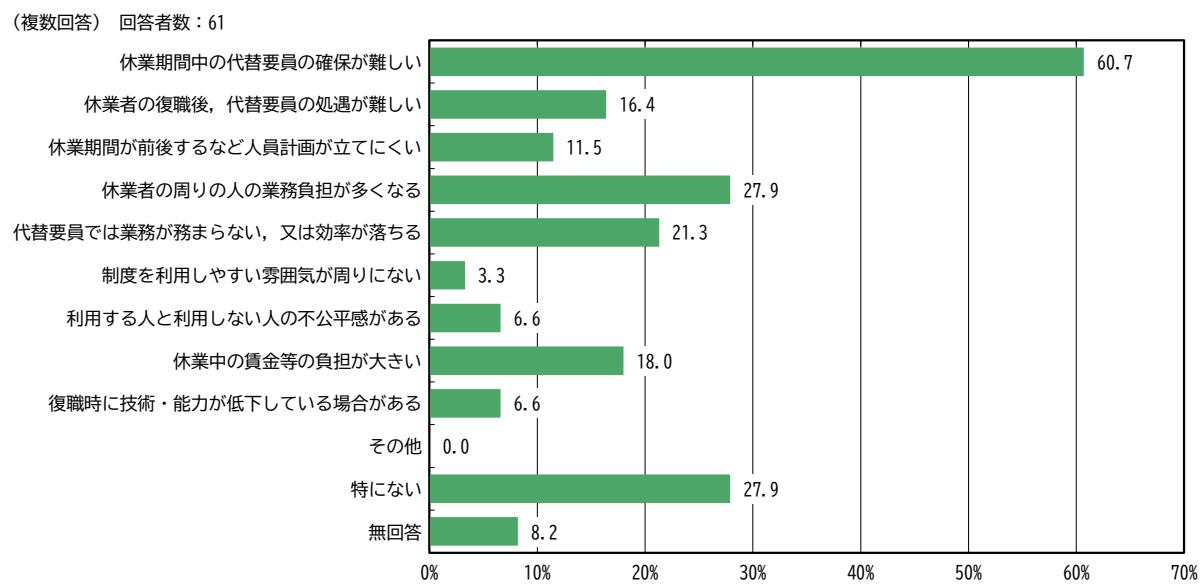


事業所における取組について、「特に取り組んでいることはない」が3割程度となっています。休業制度等の定着のための課題としては「休業期間中の代替要員の確保が難しい」「休業者の周りの人の業務負担が多くなる」の割合が高くなっています。人手不足等から取組を実施することが難しい事業所もあることがうかがえます。

#### 【育児・介護と仕事の両立のための取組(事業所アンケート)】



#### 【育児休業や介護休業制度を定着させる上での課題(事業所アンケート)】



## 2-6 地域活動について

地域活動への参加状況について、女性は男性と比較して「PTA、子ども会など」に参加している割合が高く、男性は女性と比較して「防災・防犯活動など」に参加している割合が高くなっています。年齢別にみると、60歳以上は他の年齢層と比較して「自治会、婦人会、老人会など」「趣味や教養、スポーツ、レクリエーションなど」の割合が高く、また「特に参加していない」の割合は40歳未満で6割以上となっています。年齢や性別によって参加状況に差がみられるため、あらゆるニーズに地域ぐるみで対応していくために、多くの人が参加しやすくなる工夫が求められます。

【参加している地域活動の男女別の比較(市民アンケート)】

	全体 回答者数：363	男性 回答者数：162	女性 回答者数：199
自治会、婦人会、老人会など	36.6	41.4	32.7
PTA、子ども会など	12.7	8.6	16.1
趣味や教養、スポーツ、レクリエーションなど	21.5	24.1	19.6
リサイクル、環境保護、まちづくりなど	6.1	7.4	4.5
福祉・ボランティア・NPO活動など	5.5	6.2	4.5
防災・防犯活動など	8.5	15.4	3.0
ホームステイ受入れや海外ボランティアなどの国際交流活動	0.6	-	1.0
行政の各種委員会や審議会の委員などの公的活動	1.7	1.9	1.5
その他	0.8	-	1.0
特に参加していない	42.7	38.9	46.2
無回答	0.3	0.6	-

※「全体」には性別無回答の方等も含まれているため、「男性」と「女性」の合計と「全体」の数は一致しません。

【参加している地域活動の年齢別の比較(市民アンケート)】

	全体 回答者数：363	40歳未満 回答者数：109	40～59歳 回答者数：148	60歳以上 回答者数：104
自治会、婦人会、老人会など	36.6	9.2	37.8	63.5
PTA、子ども会など	12.7	12.8	18.2	4.8
趣味や教養、スポーツ、レクリエーションなど	21.5	16.5	18.2	31.7
リサイクル、環境保護、まちづくりなど	6.1	3.7	6.8	7.7
福祉・ボランティア・NPO活動など	5.5	4.6	4.1	8.7
防災・防犯活動など	8.5	1.8	10.8	12.5
ホームステイ受入れや海外ボランティアなどの国際交流活動	0.6	0.9	-	1.0
行政の各種委員会や審議会の委員などの公的活動	1.7	-	1.4	3.8
その他	0.8	-	0.7	1.0
特に参加していない	42.7	67.9	38.5	23.1
無回答	0.3	-	0.7	-

※「全体」には年齢無回答の方等も含まれているため、「40歳未満」「40～59歳」「60歳以上」の合計と「全体」の数は一致しません。

## 2-7 ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)等について

ハラスメントの中でも、特にパワーハラスメントは被害を受けた(見聞きした)割合が男女両方で高くなっています。

ドメスティック・バイオレンスでは女性の3割程度、男性の2割程度が被害を見聞きしており、被害の潜在化防止に取り組む必要があります。

【セクシュアルハラスメント<sup>4</sup>の経験(市民アンケート)】

	全体 回答者数：363	男性 回答者数：162	女性 回答者数：199
自分が被害を受けたことがある	8.3	1.2	14.1
自分のまわりに被害を受けた人がいる	15.4	17.9	13.6
被害について相談を受けたことがある	5.2	5.6	5.0
自分が被害を与えたことがある（与えたかもしれない）	5.0	8.0	2.0
被害を受けたり、与えたりしたことはない（見聞きしたことはない）	65.3	64.2	66.3
無回答	4.1	4.3	4.0

【パワーハラスメント<sup>5</sup>(市民アンケート)】

	全体 回答者数：363	男性 回答者数：162	女性 回答者数：199
自分が被害を受けたことがある	27.0	25.9	27.6
自分のまわりに被害を受けた人がいる	31.1	31.5	31.2
被害について相談を受けたことがある	11.0	10.5	11.6
自分が被害を与えたことがある（与えたかもしれない）	2.8	5.6	0.5
被害を受けたり、与えたりしたことはない（見聞きしたことはない）	39.7	41.4	38.7
無回答	2.5	1.9	2.5

【マタニティハラスメント<sup>6</sup>(市民アンケート)】

	全体 回答者数：363	男性 回答者数：162	女性 回答者数：199
自分が被害を受けたことがある	3.3	0.6	5.5
自分のまわりに被害を受けた人がいる	7.2	4.3	9.5
被害について相談を受けたことがある	3.0	2.5	3.5
自分が被害を与えたことがある（与えたかもしれない）	0.8	1.2	0.5
被害を受けたり、与えたりしたことはない（見聞きしたことはない）	81.0	85.2	78.4
無回答	6.1	6.8	4.5

【ドメスティック・バイオレンス<sup>7</sup>(市民アンケート)】

	全体 回答者数：363	男性 回答者数：162	女性 回答者数：199
自分が被害を受けたことがある	5.2	0.6	9.0
自分のまわりに被害を受けた人がいる	12.9	10.5	15.1
被害について相談を受けたことがある	5.2	4.3	6.0
自分が被害を与えたことがある（与えたかもしれない）	3.0	5.6	0.5
被害を受けたり、与えたりしたことはない（見聞きしたことはない）	71.3	76.5	67.8
無回答	4.4	4.9	3.5

※「全体」には性別無回答の方等も含まれているため、「男性」と「女性」の合計と「全体」の数は一致しません。

<sup>4</sup> 【セクシュアルハラスメント】相手の意に反した不快な性的言動や行為のこと。

<sup>5</sup> 【パワーハラスメント】同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為のこと。

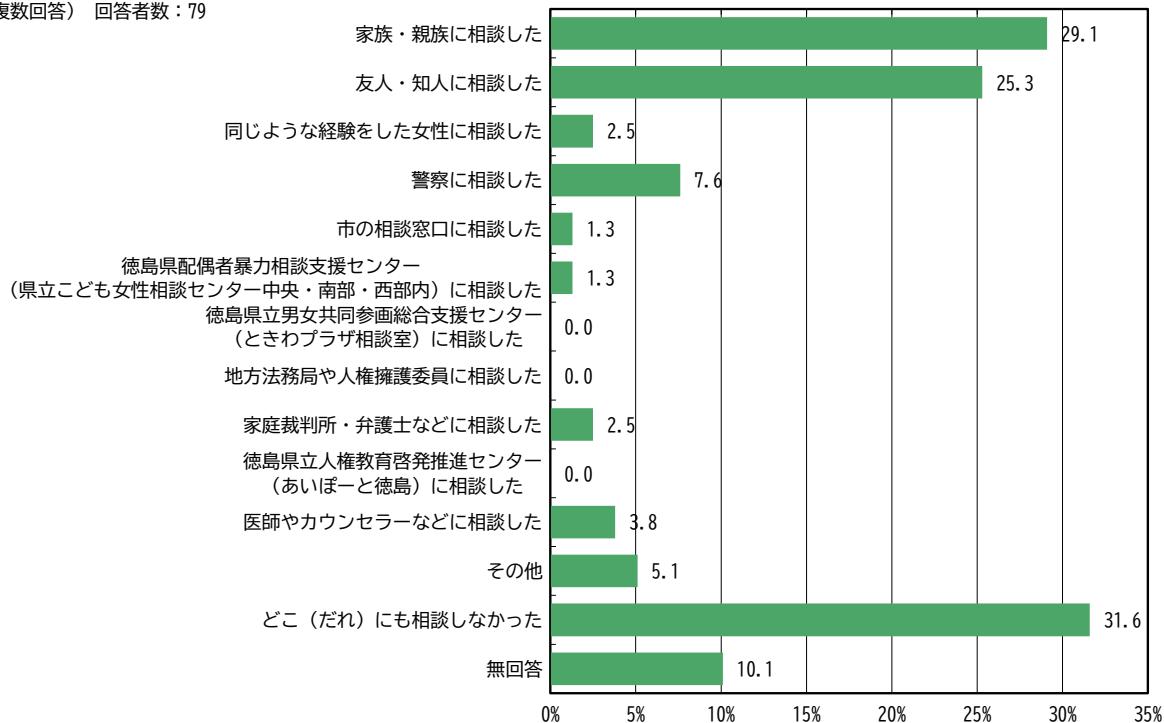
<sup>6</sup> 【マタニティハラスメント】職場などにおいて、働く女性が妊娠や出産を理由に精神的・肉体的な苦痛を受ける嫌がらせ行為のこと。

<sup>7</sup> 【ドメスティック・バイオレンス】夫婦や恋人などの親密な関係にある(あった)パートナーから身体・言葉・態度による暴力のこと。

DV被害を受けた際、『どこにも相談しなかった』の割合が3割程度となっています。その理由としては『どこ(だれ)に相談してよいかわからなかった』の割合が高く、必要な人・必要な時に情報が得られるよう周知を進めるとともに、相談しやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

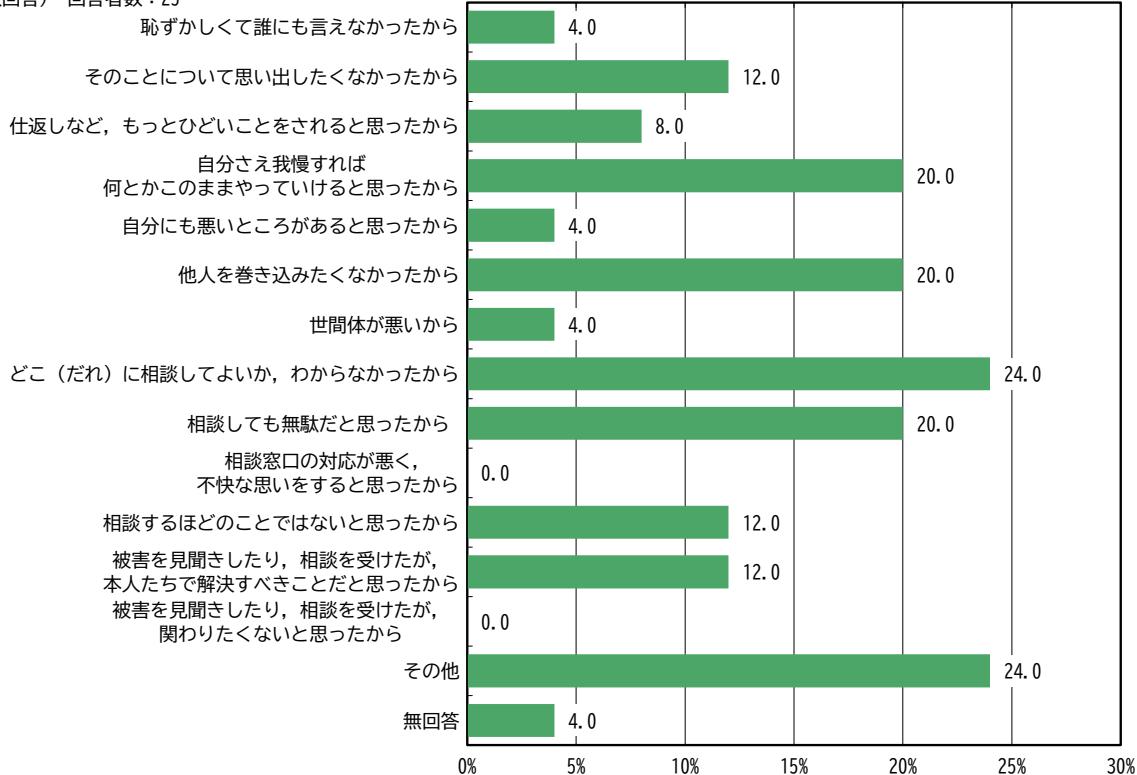
### 【DV被害を受けた時の相談先(市民アンケート)】

(複数回答) 回答者数：79



### 【相談しなかった理由(市民アンケート)】

(複数回答) 回答者数：25



デートDVの経験について、「デートの費用やお金を無理やり出させる」「嫌がっているのに、性的な行為をしようとする」では「ない」が 92.5%で最も高くなっていますが、「メールやSNSなどの返信が遅いと怒る」「友人とのつきあいを制限する」については、自分の周りで「見聞きしたことがある」の割合が他の項目と比較してやや高くなっています。被害者にも加害者にもならないよう、人権教育及び意識啓発の強化が求められます。

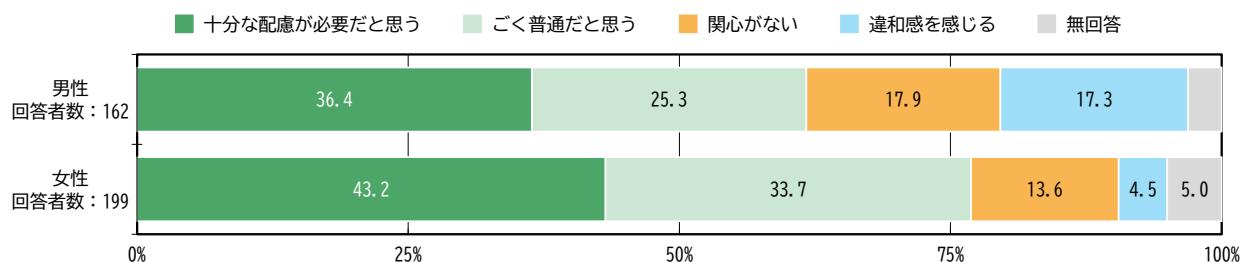
#### 【デートDVの経験(中学生アンケート)】

	メールやSNSなどの返信が遅いと怒る	メールやSNSなどの中身を勝手に見たり、消したりする	誰とどこにいたのか、しつこく聞く	友人とのつきあいを制限する	デートの費用やお金を無理やり出させる	嫌がっているのに、性的な行為をしようとする	たたく、ける、物を投げる
したかもしれない	0.8	1.2	0.4	0.0	0.0	0.0	1.2
されたかもしれない	2.4	0.4	1.6	0.4	0.0	0.0	0.0
見聞きしたことがある	12.6	5.9	8.7	11.9	3.2	2.8	7.5
ない	79.4	87.4	84.2	82.2	92.5	92.5	85.8
無回答	5.5	5.5	5.5	5.5	4.7	4.7	5.9

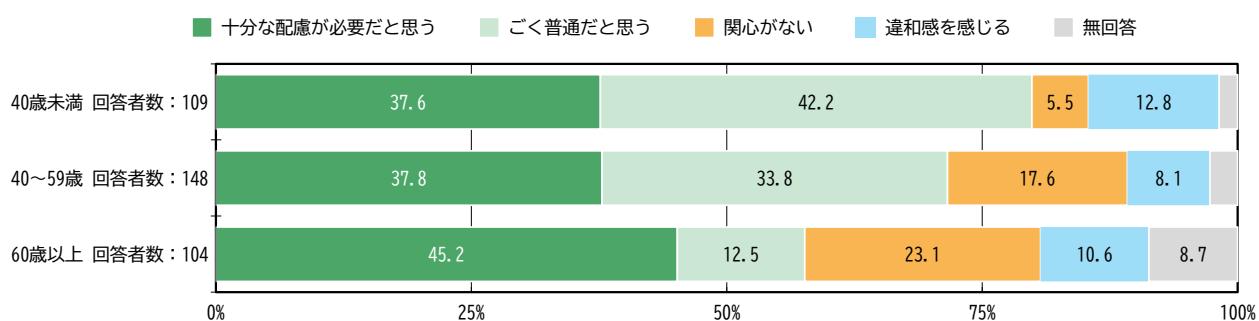
## 2-8 LGBTQ+への関心について

性別で比較すると、男性は女性に比べ『違和感を感じる』の割合が高くなっています。年齢層が下がるほど『ごく普通だと思う』の割合が高くなっています。若い人から全世代へ向けて多様な性への理解を広げていくことが重要です。

#### 【性別による比較(市民アンケート)】



#### 【年齢による比較(市民アンケート)】



### 3 第3次計画における数値目標に対する現状値

	指標項目	前回策定時の 現状値 (2018)	前回策定時の 目標値	現状値 (2023)
1	【市民】社会全体における平等意識 「社会全体」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	10.9%	20.0%	12.7%
2	【中学生】「男女共同参画社会」を「内容まで知っている」割合	6.2%	増やす	9.9%
3	人権啓発推進をテーマとした研修会や講演会の開催	30回 (H29)	30回	19回
4	【市民】学校教育の場における平等意識 「学校教育の場」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	52.9%	80.0%	50.4%
5	【中学生】学校生活における平等意識 「学校生活(授業・部活動等)」における男女の平等感について「平等」とする中学生の割合	59.0%	100.0%	64.4%
6	社会教育委員への女性の登用推進	31.0%	35.0%	28.6%
7	市の審議会等での女性委員の占める割合	31.5%	40.0%	32.9%
8	市の管理的職務従事者における女性の割合	16.0%	20.0%	20.0%
9	【市民】職場における平等意識 「職場」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	23.2%	35.0%	25.6%
10	【事業所】女性管理職がいない事業所の割合	32.5%	減らす	45.9% (28社/61社)
11	家族経営協定 <sup>8</sup> の締結数	4.8% (4社/82社)	20.0%	10.4%
12	男性市職員の育児休業取得率	0.0% (H29)	5.0%	0.0%
13	認定こども園・保育所・その他の施設における一時預かり事業	14か所中 9か所	全施設	9か所中 7か所
14	市内における放課後児童クラブ(学童保育)で待機児童がいる地区	0か所	維持	0か所
15	自治会長の女性の割合	12.0%	20.0%	12.3%
16	防災に関する会議の女性委員の割合	0.0%	20.0%	4.4%
17	【市民】DV被害について「どこ(だれ)に相談してよいか、わからなかつた」割合	15.8%	減らす	24.0%
18	【市民】DVに関する相談窓口の認知度	55.2%	60.0%	63.1%
19	虐待のおそれがある児童数	77人	減らす	27人

※表中「H29」などの「H」の表記は「平成」を示す。(「H29」→「平成29年」)(以下同様)

<sup>8</sup> 【家族経営協定】家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間で十分に話し合い、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

# 第5章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念と基本目標

本市では、2012(平成24)年に「吉野川市人権施策推進計画」を策定し、「人権の花咲くまち吉野川」という基本理念を掲げ、人権の尊重とその尊厳にふさわしい生活の保障に向けて、様々な人権施策を推進してきました。その後、社会状況の大きな変化を踏まえて、2022(令和4)年には「吉野川市第2次人権施策推進計画」を策定し、誰もが幸せに暮らせる社会の実現のためにさらなる取組を進めているところです。

また、2009(平成21)年3月に策定した、第1次計画として位置付けた「吉野川市男女共同参画基本計画」では、吉野川市男女共同参画推進条例の条文から、以下の6つの基本理念を定めています。

### 【吉野川市男女共同参画基本計画(第1次計画) 6つの基本理念】

- 1) 男女があらゆる場において性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重され、その能力を発揮する機会が確保されること。
- 2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度及び慣行が、男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- 3) 市及び事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- 4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画すること。
- 5) 男女が生涯を通じて健康でゆとりのある生活の確保ができるようにすること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすること。
- 6) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会の動向に留意すること。

第2次計画・第3次計画においては、「性別にかかわらずすべての人が個人として尊重される社会の確立」という基本理念を定め、男女共同参画に関する様々な取組を推進してきました。

本計画においては、この基本理念を継続し、男女共同参画のさらなる浸透と活動の推進を図ります。

### 【本計画の基本理念】

性別にかかわらずすべての人が  
個人として尊重される社会の確立

この基本理念に基づいて、人権の尊重と男女共同参画の理解促進を図るとともに、社会において女性が活躍する機会を充実します。そして、男女がともに互いを認め合いながら、個人として尊重される、活力のあるまちづくりを目指します。

基本理念の実現に向けて、本市を取り巻く環境や市民の意識・ニーズ等を踏まえ、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標  
I

## 固定的性別役割分担を解消し、 男女共同参画社会を実現しよう

社会の様々な分野において、依然として男性優遇意識が強い現状を踏まえ、男女共同参画意識の浸透に向けて、社会通念やしきたり、慣習を見直すなど、意識の改革を促進します。また、学校教育のみならず、家庭や地域等、様々な機会を通じて、男女共同参画の意識づくりに向けた、多様な学習機会の充実を図ります。

政策・方針決定過程において、女性の人材育成と活躍の促進を図るとともに、様々な分野における女性の能力発揮に向けた、参画機会の充実に努めます。

基本目標  
II

## 職場における男女平等を実現し、 男女がともに働きやすい職場環境にしよう

職場における男女間の格差の解消や、職場の労働条件の改善、ハラスメントのない職場づくり、女性農業者の地位向上や経営参画の促進等、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。

また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、男性の家事・育児への参加促進や、多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援等、環境の整備に取り組みます。

基本目標  
III

## 人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる 地域社会をつくろう

DVをはじめ、デートDV<sup>9</sup>から虐待に至るまで、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

誰もが健やかに暮らせる社会づくりに向けて、生涯にわたる健康づくりへの支援をはじめ、少子高齢化社会における地域共生の考え方に基づいて、地域福祉を推進します。

<sup>9</sup> 【デートDV】同居していない恋人同士などからの、身体、言葉、態度による暴力のこと。

## 2 施策の体系

【基本理念】性別にかかわらずすべての人が個人として尊重される社会の確立

基本目標	基本方針	主要課題
I 固定的性別役割分担を解消し、男女共同参画社会を実現しよう	1 人権の尊重と、男女共同参画社会の形成ための意識づくり	1 人権尊重の環境づくり 2 男女共同参画社会の形成のための意識づくり
	2 男女平等の視点に立った学習機会の充実	1 男女共同参画を推進する保育・学校教育の充実 2 多様な学習機会の提供
	3 女性活躍推進の環境づくり	1 あらゆる場(政策・方針決定の場)への女性の参画推進 2 男性の家事・育児・介護等への参画促進
II 職場における男女平等を実現し、男女がともに働きやすい職場環境にしよう	4 働き方改革の推進	1 ワーク・ライフ・バランスの環境づくり 2 働き方の見直しのための啓発の推進
	5 男女共同参画を進める環境の推進	1 子育て支援施策等の充実 2 女性の就業支援の促進
III 人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくろう	6 あらゆる暴力の根絶	1 DV、デートDV、児童虐待などの暴力の根絶 2 きめ細やかな相談支援体制の充実
	7 生涯を通じた心身の充実	1 ライフステージに応じた健康支援体制の充実 2 母子保健対策の充実
	8 誰もが安心できる福祉の環境づくり	1 地域福祉の推進 2 きめ細やかな生活支援の充実 3 性別による困難を抱える人への支援
	9 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり	1 地域活動における男女共同参画の推進 2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

基本目標Ⅰ「基本方針3 女性活躍推進の環境づくり」、基本目標Ⅱ「基本方針4 働き方改革の推進」「基本方針5 男女共同参画を進める環境の推進」に係る取組は、本市における「女性の活躍推進に向けた推進計画」として位置付けます。

また、基本目標Ⅲ「基本方針6 あらゆる暴力の根絶」については、「DV防止法」に基づく「DV防止市町村基本計画」として位置付けます。

# 第6章 主要課題と取組内容

## 基本目標 I 固定的性別役割分担を解消し、男女共同参画社会を実現しよう

### 1 人権の尊重と、男女共同参画社会の形成のための意識づくり

人権尊重の精神が、市民一人ひとりの心に根付き、誰もが幸せに暮らせる社会を実現する指針として「吉野川市第2次人権施策推進計画」が位置付けられ、様々な施策が講じられています。本計画は、「人権の花咲くまち吉野川」を目指した「吉野川市第2次人権施策推進計画」との整合性を図っています。

男女共同参画に関する市民意識調査(以下「市民アンケート調査」と言う。)では、「女性には女性らしい感性がある」「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」という考え方に対して賛成している割合が高くなっています。特に、「女性には女性らしい感性がある」については男女共同参画に関する中学生アンケート調査(以下「中学生アンケート調査」と言う。)でも賛成割合が高くなっています。生活習慣等を通して「固定的な性別役割分担意識」が無意識に継承され、男女の能力発揮や選択の自由を阻害する要因となっている可能性があります。

男女が互いを認め合い、尊重し合いながら、協力して男女共同参画社会を実現するためには、継続的かつ日常的な意識啓発が必要です。男女の平等意識には性別や年齢による意識差も大きく、アンケート結果からは特に男性や高齢層において性別役割分担意識が根付いている傾向がみられます。不特定多数への啓発のみならず、性別や年齢に応じた、効果的な啓発活動を検討していくことも必要です。

#### 施策の方向

本市では、引き続き、互いの人権を尊重する意識の醸成と、そのための学習機会の充実、人権の尊重を基盤とした男女共同参画の意識づくりに向けて、様々な取組を推進します。

## 主要課題 1 人権尊重の環境づくり

取組内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権をより身近にとらえ、正しい知識や理解が得られるよう、研修会や講演会、広報・パネル展示等様々な機会を通じて啓発に努めるとともに、より効果的な周知・啓発の方法について検討を進めます。</li> <li>●市職員の行う業務は人権と深くかかわりのあるものであるため、市民の人権に配慮した対応ができるよう、庁内においても啓発に努めます。</li> </ul>	人権課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●認定こども園、学校、家庭及び地域と連携を図り、人権学習発表会やPTA研修会等における啓発活動を充実するとともに、市の広報紙やホームページ、学校便りや園便りを通じて、学校等での取組を広く積極的に発信します。</li> <li>●学校間連携、教職員間の交流を進める体制を整え、一体的な人権教育を推進します。</li> </ul>	子育て支援課 学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校等の人権教育年間計画に、女性の人権課題を位置付け、児童・生徒の発達段階に応じた学習内容で知識の理解を深め、人権意識を育てます。</li> </ul>	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女平等や生命尊重の学習について、児童・生徒の発達段階に応じた教材の開発に努めるとともに、人権学習の充実を図ります。</li> <li>●児童が互いに協力し花を育てる「人権の花運動」を通じて、生命の尊重及び思いやりの心を育みます。</li> </ul>	学校教育課 人権課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内に在住する外国人の人権が守られるよう、市国際交流協会等の関係機関と連携し、人権講座の実施や学校への講師の派遣等を通じて啓発を推進します。</li> </ul>	人権課 生涯学習課

## 主要課題 2 男女共同参画社会の形成のための意識づくり

取組内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の広報紙やホームページ、国や県が作成する冊子等、様々な媒体を活用して、広く男女共同参画への理解を促進するとともに、誰にでも分かりやすい広報に努めます。</li> <li>●市役所市民ホールの情報コーナーに男女共同参画に関連する啓発資料を整備し、周知・啓発を図ります。</li> </ul>	人権課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「固定的な性別役割分担意識」及び「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」の払拭に向けて、市の広報紙やホームページをはじめ、市が作成する出版物等において、男女共同参画の視点に立った表現に努めます。</li> <li>●そのため、職員一人ひとりの意識の醸成を図るとともに、男女共同参画に関する研修の実施等を通じた効果的な啓発に努めます。</li> </ul>	全庁 総務課 市長公室 教育総務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者やNPO等民間団体が自動的に取り組む、男女共同参画に関する講演会や研修活動を支援し、活動の促進に努めます。</li> </ul>	人権課

## 2 男女平等の視点に立った学習機会の充実

男女の平等感について、学校での平等感は市民アンケート調査、中学生アンケート調査双方において他の分野より高くなっています。一方で、家庭生活における平等感をみると、中学生アンケート調査では平等を感じている割合が過半数となっているものの、市民アンケート調査では男性優遇と感じている割合が高くなっています。子どもの教育については学校だけでなく家庭も深くかかわっていることから、教育の場だけでなく家庭生活においても男女共同参画を進めていく必要があります。

中学生アンケート調査において、「男だから」「女だから」という性別を理由とした言動を受けたことのある割合は、男性で3割程度、女性で4割程度となっています。子どもの頃からの意識啓発や、性別にかかわらない本人の意思に基づいた進路選択に向けては、周囲の大人に対する啓発も求められます。市民アンケート調査においては、子どもの教育の方針について、若い世代ほど性別にとらわれない教育が望ましいとする割合が高くなっていますが、こうした意識をより一層広げていく必要があります。

固定的な性別役割分担意識の見直しをはじめ、男女が互いに理解し協力することについて、家庭や学校、地域等、子どもから大人まで様々な場で学習できるよう取り組むことが重要です。

### - 施策の方向 -

子どもの頃からの意識啓発が重要であることから、男女共同参画を推進する学校教育の充実を図るとともに、学校のみならず、家庭や地域等幅広く男女共同参画に関する学習機会を充実します。

## 主要課題 1

## 男女共同参画を推進する保育・学校教育の充実

取組内容	担当課
●職場見学や職場体験学習等のキャリア教育 <sup>10</sup> を通じて、体験的に学習し、感じ・考え・行動できる力の育成を図るとともに、男女共同参画の視点に立った進路指導を行います。	学校教育課
●「地域の子どもは地域で育てる」という視点に立ち、公民館行事や学校のP TA活動、安心安全対策会議の活性化を図るとともに、地域住民と子どもの交流を図り、家庭や地域の教育力向上に向けた啓発に努めます。	学校教育課 生涯学習課
●教職員・保育教諭等の男女共同参画に関する正しい理解の浸透を図るため、人権教育に関する校（園）内研修に努めるとともに、県の研修等も活用しながら園長・校長等、管理職においても意識の高揚を図ります。	学校教育課 子育て支援課
●固定的性別役割分担やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が生じないよう、また性的マイノリティ <sup>11</sup> （LGBTQ+ <sup>12</sup> 等）について正しく理解できるよう、児童・生徒に対する早い時期からの人権及び男女共同参画意識の醸成を図ります。	学校教育課 生涯学習課
●子どもの意識形成には学校だけでなく家庭での過ごし方も深くかかわっていることから、市の広報紙やホームページ、子ども向けの媒体等を活用しながら、子ども・保護者双方に対して、家事や育児、介護等の家庭生活は性別にかかわらず協力し合うという意識啓発に努めます。	人権課 学校教育課

## 主要課題 2

## 多様な学習機会の提供

取組内容	担当課
●男女共同参画の視点に立った社会教育の充実に努めるとともに、各種団体との連携を図りながら、社会教育委員の女性登用に努めます。	生涯学習課
●男女共同参画についての講演会など、学習する機会の充実に努めます。 ●効果的な啓発が行えるよう、講演内容や実施方法等を検討し、学習の場に参加しやすい工夫に努めます。	生涯学習課 人権課

<sup>10</sup> 【キャリア教育】子どもたちが生きる力を身に付け、一人ひとりが直面する様々な課題に対応し、社会人として自立できるようにするための教育活動。

<sup>11</sup> 【マイノリティ】社会的な少数派(minority)を意味する。

<sup>12</sup> 【LGBTQ+】L(レズビアン／女性の同性愛者)、G(ゲイ／男性の同性愛者)、B(バイセクシュアル／両性愛者)、T(トランスジェンダー／身体と心の性が一致しない人)、Q(クエスチョニング／性的指向を特定できない人)の5つの頭文字と、これらに限定されない多様な性があることを意味する「+」から表現した言葉で、性の多様性を表す。

### 3 女性活躍推進の環境づくり

市民アンケート調査では、女性は男性と比較してライフステージの変化に応じて働き方を変えていく割合及び昇進に対するイメージについて「仕事と家庭の両立が困難になる」と回答した割合が高くなっています。家事に従事する時間みると、女性は男性と比較して家事の時間が長い傾向がみられ、家庭生活における女性の負担が重いために、女性自身が昇進に積極的になれない可能性が考えられます。

事業所アンケート調査では、女性管理職のいない事業所の割合が45.9%と前回調査時よりも高くなっています。女性を管理職に登用する際の事業所の問題点として「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」の割合が最も高くなっています。女性が意欲的に活躍できるよう、意識啓発や就職支援の充実等、働きやすい環境の整備が求められます。

また、「政治の場」における平等感をみると、市民アンケート調査、中学生アンケート調査とともに、他の分野と比較して「男性優遇」と感じている割合が非常に高くなっています。審議会や各種委員会の委員、事業所や市の管理職等、政策・方針決定過程の場に、女性の参画機会を充実する取組は引き続き必要です。

市職員については、「吉野川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の一層の職域の拡大や、女性職員のみを対象とする研修や外部研修に派遣し、意欲と能力のある女性職員を多様なポストに積極的に配置します。

#### 施策の方向

政策・方針決定過程における女性の参画機会が充実できるよう、事業所等への働きかけをはじめ、男女がともに意識改革を図れるよう努めます。

ハラスメントのない、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指します。

## 主要課題 1

## あらゆる場（政策・方針決定の場）への女性の参画推進

取組内容	担当課
●政策・方針決定過程における女性の参画を応援します。 ●市民が性別にかかわらず参画する機会となるパブリックコメント（市民意見公募）の周知・定着を図ります。	総務課 市長公室
●市の審議会等における女性委員の選任割合が40%以上、少なくとも25～30%、指導的地位に占める女性職員の割合が少なくとも20%程度になるよう、意欲と能力のある女性職員を積極的に任用するとともに、将来に向けた女性リーダーの養成に努めます。	全庁 総務課
●あらゆる機会を通じて、農業経営者への家族経営協定制度（家族農業経営における、各世帯員の役割分担、就業条件等に関する取り決め）の周知及び理解を促進し、女性の農業経営への参画を促進するとともに、女性の社会的、経済的地位の向上を図ります。	農林業振興課
●商工会や商工会議所等の関係機関と連携し、法制度の周知や方針決定の場への女性参画の普及啓発に努めます。	商工観光課
●職場や地域活動等、あらゆる場面において、女性が自信を持って本来の能力を発揮しながら物事に取り組めるよう、研修や講演会等の機会を充実します。 ●日時や実施方法を検討し、参加しやすい講座となる工夫に努めます。	総務課 人権課 商工観光課
●市内の事業所に対して、女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定に向けた情報提供を行うとともに、策定の働きかけに努めます。	人権課 商工観光課

## 主要課題 2

## 男性の家事・育児・介護等への参画促進

取組内容	担当課
●市内企業に対して育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに市内事業所等に対して男性の育児休業・介護休業の取得促進に向けた働きかけを行います。	商工観光課
●料理講座や育児講座、介護講座等について、テーマや日時の設定について配慮し、男性も参加しやすい工夫を行います。	長寿いきがい課 健康推進課
●「吉野川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、男性の育児休業や、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇について取得促進に取り組みます。	総務課

## 基本目標Ⅱ 職場における男女平等を実現し、男女がともに働きやすい職場環境にしよう

### 4 働き方改革の推進

市民アンケート調査より、「仕事」「家庭」「プライベート」のバランスの現実と希望をみると、希望としてはうまくバランスを取りたい一方で、現実は仕事優先になっている人が多いことがうかがえます。また、平日の労働時間みると、男性は女性と比較して労働時間が長い傾向がみられます。

事業所アンケート調査では、休業制度等の定着のための課題として「休業期間中の代替要員の確保が難しい」「休業者の周りの人の業務負担が多くなる」の割合が高く、人手不足が大きな課題となっています。

近年、国では育児・介護休業法の改正や男性の育児休業取得促進について検討されるなど、男女問わず誰もが仕事と家庭を両立できるよう取組が進められています。ワーク・ライフ・バランスの実現及び柔軟な働き方の普及に向けて、事業所への働きかけや人材の確保、制度の周知・意識啓発等様々な施策に引き続き取り組むことが必要です。

#### 施策の方向

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、市内の事業者や庁内においても啓発や研修を行い、誰もが働きやすい環境づくりを進めます。

## 主要課題 1

## ワーク・ライフ・バランスの環境づくり

取組内容	担当課
● 性別にかかわらず、家庭生活や地域の活動等へ参画できるよう、男性が参加しやすい学習機会の提供や、講演会の開催などをはじめ、市の広報紙やホームページを活用した啓発に努めます。また、誰でも手軽に市からの情報を受け取れるよう、アプリやSNS等多様な情報発信手段を活用したプッシュ型の情報発信を行い、効果的な啓発につなげます。	人権課 健康推進課 教育総務課 生涯学習課
● 「職場を中心に考えたい」あるいは「家庭を中心に考えたい」など、自分の生き方の選択を誰も否定されることのない、「個人の考え方が尊重される社会づくり」に向けた意識の高揚を図ります。	全庁 総務課 人権課 商工観光課
● 仕事と家庭・地域活動を両立できるよう、時間外勤務の抑制やワーク・ライフ・バランス講座の紹介等を通じた啓発に努めます。 ● 庁内においては、インターバル制度 <sup>13</sup> 及びノー残業デーの取組や休暇取得推進等によりワーク・ライフ・バランスを徹底し、個人の能力を最大限に発揮できる環境づくりを行います。	総務課 人権課 教育総務課 生涯学習課

## 主要課題 2

## 働き方の見直しのための啓発の推進

取組内容	担当課
● 性別にかかわらず、雇用形態に応じた適正な待遇や労働条件を確保するよう、関係機関と連携し、事業所等への情報提供や制度の周知・啓発に努めます。	商工観光課
● 職場等におけるセクシュアルハラスメント等、各種ハラスメントの防止に向けて、市の広報紙やホームページの活用をはじめ、関係機関と連携し、情報提供や制度の周知・啓発に努めます。	人権課
● 市職員や教職員、管理職に対する、ハラスメント防止に向けた研修を実施し、様々な機会を通じた啓発に努めます。	
● 学校にセクハラ相談員を配置するとともに、市職員への相談支援体制の充実を図ります。また、各学校においてコンプライアンス年間計画を作成し、実情に応じた独自の取組を実施します。	総務課 学校教育課

<sup>13</sup> 【インターバル制度】1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間(インターバル)を設けることで、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するもの。

## 5 男女共同参画を進める環境の推進

市民アンケート調査では、女性のうち3割程度が結婚や妊娠・出産、介護による退職を経験しており、家庭内の役割分担では日常的な家事や育児、家族の看病や介護は「主に妻」となっている割合が高くなっていることから、家庭の負担は女性、仕事の負担は男性に偏っていると考えられます。仕事と家庭双方において男女共同参画を推進するためには、性別にかかわらず仕事と家庭の両立が可能となるよう支援することが重要です。

近年、全国的に共働きの家庭が増える中で、今後は高齢化の進展とともに介護と仕事を両立するケースも増えていくことが推測されます。男女ともに子育てや介護をしながらキャリアを継続できるよう、福祉サービスや就業支援の充実及び周知を図ることが求められます。

### 施策の方向

子育て・介護等支援施策と連携し、ライフステージの変化に応じたキャリア形成が可能となるよう、福祉サービスや就業支援の充実に取り組みます。

## 主要課題 1 子育て支援施策等の充実

取組内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワーク・ライフ・バランスの確立を目指し、「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市民、事業者、行政等関係機関が協働して、地域で子育てを支援する施策の充実に努めます。</li> <li>●保護者のニーズに対応できるよう、人員確保や保育サービスの質の向上に取り組み、支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育園や認定こども園における延長保育や一時預かり事業（幼稚園型）、一時預かり事業（一般型）、放課後児童クラブ（学童保育）、ちびっこプラザにおけるニーズに対応したイベントの実施等の子ども・子育て支援事業の充実を図ります。</li> </ul>	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「子ども・子育て支援事業」の充実に向けて、保育教諭等の就労環境の整備や、研修会への参加を促進し、教育・保育の質的向上を図ります。</li> </ul>	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●複雑・多様化する子育てに関する相談に対応するため、妊娠初期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、必要に応じて支援につなぐ伴走型相談支援を実施するとともに、相談事業の周知に努めます。</li> </ul>	子育て支援課 健康推進課 社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「病児・病後児保育施設」や「ファミリー・サポート・センター<sup>14</sup>事業」、「地域子育て支援拠点事業」の周知に努めるとともに、子育てサービス支援の充実を図ります。</li> <li>●子どもはぐくみ医療費助成事業において疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。</li> </ul>	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「吉野川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、仕事と介護を両立できるよう、家族介護者の負担軽減に向けた適切な在宅サービスの提供に努めます。</li> </ul>	長寿いきがい課

## 主要課題 2 女性の就業支援の促進

取組内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てや介護等で、一時仕事を中断した女性の再就職を目指す再チャレンジへの支援等、市の広報紙やホームページの活用をはじめ、関係機関と連携し、情報提供や制度の周知・啓発に努めます。</li> </ul>	人権課 商工観光課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性の退職の要因を分析し、働く意思を持つ女性が長く活躍できる環境づくりに努めます。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性が自分の経験や専門性を発揮してチャレンジできるよう、創業支援の取組や県の起業塾に関する情報提供を行い、起業を支援します。</li> </ul>	商工観光課

<sup>14</sup> 【ファミリー・サポート・センター】育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(援助会員)が会員となり、地域の中で、有償で子育てを助け合う会員組織。

## 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる 地域社会をつくろう

### 6 あらゆる暴力の根絶(DV防止市町村基本計画)

市民アンケート調査では、DV被害を「受けたことがある」人は、男性が0.6%、女性が5.5%となっています。DVを受けたことのある人のうち、「どこにも相談しなかった」人は3割程度となっており、その理由として「どこ(だれ)に相談してよいか、わからなかったから」の割合が他の理由と比較して高くなっています。前回調査と比較すると、DVに関する相談窓口の認知度は高くなっている一方で、「どこ(だれ)に相談してよいか、わからなかったから」の割合は減っていない状況です。家庭や地域、学校等における暴力防止のための教育の充実、DV防止のための広報・啓発の強化等加害及び被害防止に努めるほか、相談体制の充実及び相談窓口の周知、被害者支援の充実に取り組むことで、支援を必要とする人を確実に支援につなげる仕組みをつくることが重要です。

中学生アンケート調査では、各種ハラスメントに関する経験等について、「メールやSNSなどの返信が遅いと怒る」「友人とのつきあいを制限する」において、自分の周りで「見聞きしたことがある」の割合が比較的高くなっています。デートDVや虐待等の問題に関しても、子どもの頃からの人権教育と併せて、様々な機会を通じた意識啓発が必要です。

#### － 施策の方向 －

DV、デートDV、虐待等、あらゆる暴力の防止に向けて広報・啓発活動を推進とともに、関係機関との連携を強化し、家庭や地域、学校等における暴力防止のための教育の機会を充実します。

## 主要課題 1 DV、デートDV、児童虐待などの暴力の根絶

取組内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●あらゆる暴力の根絶に向けて、市の広報紙やパネル展示、講演会の開催による啓発に取り組むとともに、人権に関する集会等で啓発グッズを配布するなど、関係機関との連携を強化し、様々な機会を通じてDV防止対策を推進します。</li> <li>●デートDVやストーカー行為について、被害者にも加害者にもならないよう、予防教育及び啓発に努めます。</li> <li>●職場や地域等におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、あらゆるハラスメントを防止するための啓発活動を行います。</li> </ul>	人権課 子ども相談室
<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関との連携を強化し、スクールガードや交通指導員、青少年補導センターによる防犯パトロール活動及び交通安全に関する啓発活動など、安心・安全なまちづくりを推進します。また、地域のイベントの際には特別街頭指導を行い、安全なまちづくりに努めます。</li> <li>●児童・生徒の防犯意識と行動力の育成に向けて、効果的な教材開発と地域の人材活用を促進しながら、不審者対応・誘拐防止教室等の取組を実施します。</li> </ul>	生活あんしん課 学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関との連携を強化し、児童虐待防止に向けた啓発を推進するとともに、児童虐待の早期発見・早期対応や関係者間での定期的な情報共有に努めます。</li> <li>●虐待の背景として複合的な課題を抱えているケースも少なくないことから、定期的に「要保護児童対策地域協議会実務者会議」を開催し、複雑・多様化している問題を抱える児童・生徒とその保護者へ支援が行き渡るよう支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	健康推進課 子ども相談室 学校教育課

## 主要課題 2 きめ細やかな相談支援体制の充実

取組内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関との連携を強化し、DV被害者に対する相談支援体制や相談しやすい窓口の整備を図ります。</li> <li>●個々の状況に応じたDV被害者の保護及び継続的な自立支援について、県や関係機関とも連携し充実を図ります。また、分野を超えた様々な福祉施策を活用し、被害者の自立支援に努めます。</li> </ul>	人権課 子ども相談室
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用して、DVの相談窓口に関する情報提供の充実に努めます。また、必要とする人へ確実に情報を届けられるよう、アプリやSNS等も活用したプッシュ型の情報発信など、幅広い情報発信手段の活用について検討を進めます。</li> <li>●関係機関との連携を強化し、専門的知識を有する相談員の確保及び育成に努め、相談機能の充実を図ります。</li> </ul>	人権課 子ども相談室
●「吉野川市男女共同参画推進条例」第14条に規定する相談の申出に対しては関係行政機関と協力して適切な対応に努めるとともに、市民を対象とした啓発活動等を実施します。	人権課

## 7 生涯を通じた心身の充実

本市では、2024(令和6)年3月に策定した「健康よしのがわ21(第3次)」に基づき、市民の心身の健康づくりと様々な疾病予防対策及び母子保健事業等を推進しています。

男女がともに、生涯にわたる心身の健康を保持するために、各種健診(検診)や予防対策を充実させるとともに、相談体制の強化に取り組むことが重要です。また、女性のライフステージに応じた心と身体の健康づくりを総合的に支援していく取組が必要です。

### 施策の方向

生涯にわたって、男女がともに健康な生活を続けられるよう、ライフステージに応じた、また性差に配慮した心身の健康の保持・増進の支援に取り組みます。

## 主要課題 1

## ライフステージに応じた健康支援体制の充実

取組内容	担当課
●「健康よしのがわ21」に基づき、性別にかかわらず、誰もが生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるよう、健診(検診)の周知をはじめ、受診勧奨・健康相談・健康教育等、ライフステージに応じた総合的な健康づくりの支援に努めます。	総務課 健康推進課
●「吉野川市食育推進計画」に基づき、関係機関との連携を強化し、ライフステージに応じた「食」に関する正しい知識の普及と、「食」を選択する力を身に付ける食育を推進するとともに、様々な機会を通じて啓発を推進します。	健康推進課 長寿いきがい課 子育て支援課 農林業振興課 給食センター
●市の広報紙や学校便り、県のリーフレットによる啓発をはじめ、薬物乱用防止教室の実施など、児童・生徒に対する薬物乱用防止教育の充実を図ります。	健康推進課 学校教育課
●女性の妊娠・出産にかかる機能を尊重し、女性が自分の身体について主体的に受け止め、自己決定権を持つ「性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ) <sup>15</sup> 」についての啓発に努めます。	人権課
●児童・生徒の発達段階に応じた、性に関する個別指導、全体指導に取り組みます。 ●思春期における心や身体、性に関する悩みについて安心して相談できるよう、養護教諭、スクールカウンセラー、保健師等による相談活動を行うとともに、県教育委員会や保健所、大学等関係機関と連携し、ケース会議や講演会等の実施に努めます。	健康推進課 学校教育課
●HIV／エイズや性感染症について、ホームページ等を活用した情報提供及び正しい知識の普及・啓発に努めます。	健康推進課

## 主要課題 2

## 母子保健対策の充実

取組内容	担当課
●母子手帳交付時や妊婦相談 <sup>16</sup> 等の機会を通じて、喫煙や飲酒が及ぼす健康被害や性感染症等についての情報提供や啓発を行うとともに、総合的な母子保健事業を推進します。	健康推進課 子ども家庭センター
●女性が妊娠中・出産後も健康で安心して働き続けることができるよう、関係機関との連携を強化し、市の広報紙やホームページ等を通じて、関係制度の周知徹底を図ります。	健康推進課
●安心・安全に子どもを産み、育てることができるよう、小児科・産科医療体制の確保や周知、訪問や相談、健診内容の充実を図ります。また、父親が参加しやすい母子健康事業の提供に努めます。	健康推進課

<sup>15</sup> 【性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)】妊娠や出産など、性や身体のことを自分で決め、守ることができる権利のこと。

<sup>16</sup> 【妊婦相談】子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産に関して助産師による相談を実施している。

## 8 誰もが安心できる福祉の環境づくり

本市の高齢化率は年々上昇し、2020(令和2)年には約4割にのぼっています。市民アンケート調査では、家庭内の仕事の分担の中で「家族の介護や看護」については、「主に妻」が担っているとする回答が多くなっており、介護等の負担が要介護者の家族や女性に集中することがないよう支援の充実が求められます。

近年は新型コロナ禍を契機に貧困問題への関心が全国的に高まっており、特に女性については非正規雇用も多いことから困難を抱えやすい状況となっていることが指摘されています。こうした状況を受け、国では困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)が制定されました。

今後、地域で支え合う福祉環境づくりに向けては、高齢者や障がいのある人等に対する公的な支援サービスの充実、生活に困難を抱える世帯や複合的な課題への対応など、性別等にかかわらず誰もが地域で自分らしく暮らせるための支援が必要です。

### 施策の方向

地域における、高齢者や障がい者、生活困難世帯など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、地域福祉計画に基づく見守りや支援活動を促進します。

## 主要課題 1

### 地域福祉の推進

取組内容	担当課
●「吉野川市地域福祉計画」に基づき、複合的な課題の顕在化や支援ニーズの多様化が進む中で、行政だけでは解決が難しい課題に対して市民自らが参画し、解決を目指す機運が高められるよう、地域福祉の総合的な促進や支え合い活動の支援に取り組みます。	健康推進課 長寿いきがい課 社会福祉課 子育て支援課 子ども相談室
●市民の自発的な活動の活性化に向けて、地域福祉活動への積極的な参加の促進をはじめ、活動の中心的な役割を担うリーダーの育成や参加しやすい環境づくりに取り組みます。	社会福祉課
●市国際交流協会の協力を得て、日本語教室・日本語サロン・英会話教室等の開催や、外国人の児童・生徒を対象とした学習支援を行います。また、多文化共生社会の実現に向けたコミュニケーションの場づくりに努め、市の広報紙やホームページを活用して関連情報を発信します。	学校教育課 生涯学習課

## 主要課題 2

### きめ細やかな生活支援の充実

取組内容	担当課
●ひとり親家庭の自立促進に向けて、相談支援体制の充実及び相談員のスキル向上を図るとともに、関係機関と連携し家庭の状況に応じた子育てや就業などの支援を行います。	子ども相談室
●高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らせるよう、「吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、「地域包括ケアシステム」の深化・推進をはじめ、様々な生活支援や権利擁護の推進等に取り組みます。また、介護に対して、性別に関係なく協力してともに担うことができるよう「高齢者の生きがいと健康づくり」「介護予防サポーター育成」「認知症サポーター養成」「高齢者虐待防止の実態把握対応」などの推進に努めます。	長寿いきがい課
●障がいのある人が住み慣れた地域で自分の生き方を主体的に選択することができるよう、「吉野川市障がい者計画」等に基づき、社会参加の支援、権利擁護の推進等に取り組みます。窓口対応では、気軽に相談しやすい雰囲気づくりに努めるほか、点字書や実物投影機、筆談用ボード、手話通訳者（士）等の設置、色覚障がい者に配慮した表示や、パンフレットを各庁舎の窓口に設置するなど、障がい特性に応じた情報発信に努めます。	社会福祉課

### 主要課題3

### 性別による困難を抱える人への支援

取組内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"><li>●身体的な問題や経済的な問題など、性差によって様々な困難を抱える女性に対し、相談及び困難の解消に向けたサポートを行います。また、困難を抱えており孤独・孤立の状況に置かれている女性については、関係機関との連携のもとアウトリーチの支援に努めます。</li><li>●生理の貧困など女性特有の困難に対して、関係機関と連携して支援を行います。</li></ul>	社会福祉課 人権課
<ul style="list-style-type: none"><li>●「吉野川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」について、利用したいと思う人が利用できるよう周知を図ります。</li><li>●市の申請書等の公文書について、性別記載欄の削除または記載の配慮に努めます。</li><li>●性的マイノリティであることに起因する悩みについて、「LGBTQ電話相談」や「LGBTQコミュニティスペース」を実施し、当事者や支援者同士の交流機会を確保することで悩みの解消を図ります。</li><li>●学校と関係機関との連携により、性的マイノリティの子どもたちが安心して相談できる体制の整備を進めます。</li></ul>	全庁 人権課 学校教育課

## 9 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり

市民アンケート調査では、地域活動へは4割近くが「参加していない」と回答しており、特に40歳未満の若い世代では6割以上が参加していない状況となっています。男女別の参加状況をみると、女性は男性と比較して「PTA、子ども会など」、男性は女性と比較して「防災・防犯活動など」へ参加している割合が高くなっています。

少子高齢化が進む中で、一人暮らし高齢者の見守りや地域ぐるみの子育て、災害時の助け合いなど、地域の支え合いの重要性が高まっています。年齢や性別、仕事や家事等で多忙な人などあらゆる人が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めることで、多様な視点を生かして地域のニーズに対応することが求められます。

#### 施策の方向

地域の中で誰もが安心して暮らせるよう、地域活動のあらゆる分野で男女共同参画を推進し、多様な視点を生かしたまちづくりを進めます。

## 主要課題 1

### 地域活動における男女共同参画の推進

取組内容	担当課
●ボランティアやN P O団体など、地域活動団体との連携を強化し、誰もが参加しやすい地域活動を促進するとともに、様々な啓発の機会を通じて男女共同参画についての理解を促進します。	生活あんしん課 人権課 生涯学習課
●地域活動の方針決定過程の場に、性別にかかわらず誰もが参画できるよう、様々な学習機会の充実を図り啓発に努めます。	生活あんしん課 人権課 生涯学習課
●地域の文化や産業等あらゆる分野で、女性の視点を取り入れた、協働の地域おこしやまちづくり活動の促進に努めます。	農林業振興課 商工観光課 生涯学習課
●自治会、婦人会、老人会、P T Aなど、地域での様々な活動の場において、社会通念やしきたり・慣習にとらわれず、互いが協力して進めることができるように、啓発に努めます。 ●地域の支援ニーズの多様化が進んでいることを踏まえ、様々な視点を生かした支え合いを推進するため、性別・年齢等にかかわらず誰もが地域活動に参画できるよう環境づくりを進めます。	全庁 生活あんしん課 人権課 社会福祉課 学校教育課 生涯学習課

## 主要課題 2

### 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

取組内容	担当課
●女性の視点を取り入れた地域の自主防災活動の普及・啓発に努めるとともに、自主防災組織の意思決定過程への女性の参画を促し、多様なニーズに対応できる地域防災力の向上を目指します。	防災対策課
●男女双方の視点を考慮した「吉野川市地域防災計画」において、多様なニーズに対応できる防災対策に取り組み、防災分野における男女共同参画を推進します。	防災対策課
●被災時の避難所運営等における女性の参画を推進し、性差や性的マイノリティに配慮した避難所運営ができるよう取組を進めます。	
●赤十字奉仕団を核とした定期的な炊き出し訓練等を行い、防災意識の向上や迅速な対応に努めます。	社会福祉課

# 第7章 計画の推進

## 1 庁内推進体制の強化

男女共同参画に係る施策は広範囲に及ぶことから、全庁的な推進体制が必要です。すべての職員が男女共同参画社会の意義を理解し、ともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組み、庁内組織の充実・強化を図り、本計画を着実に推進します。

## 2 参画と協働による推進

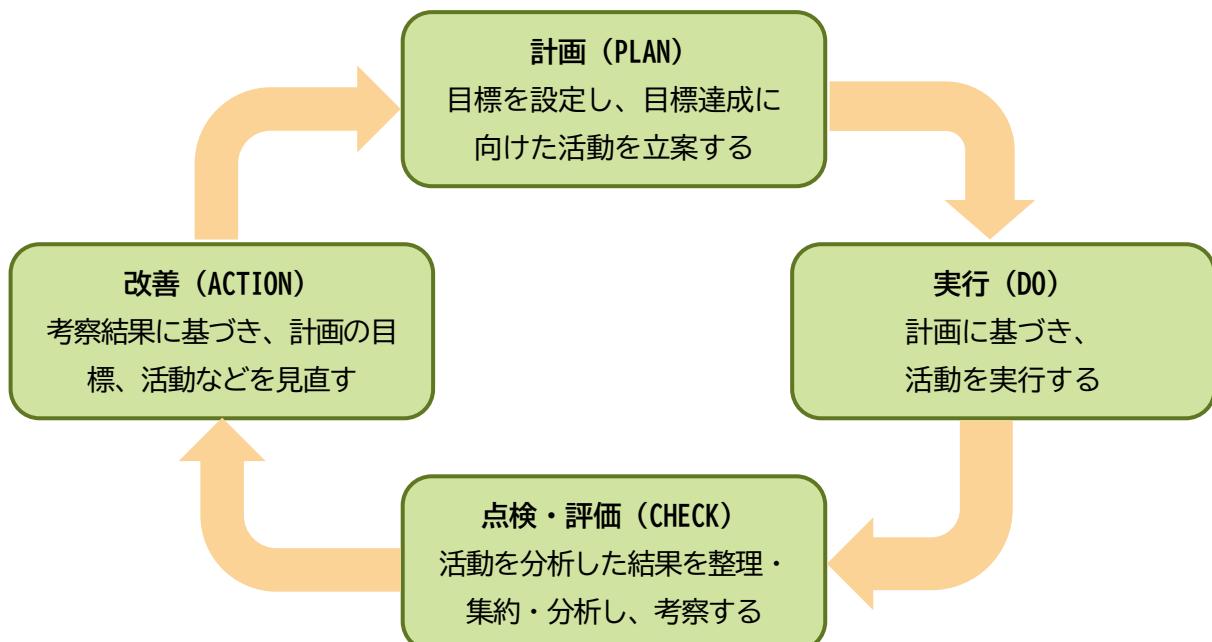
市民に広く本計画の内容を周知し、男女共同参画意識の醸成に努めます。市民・自治会・企業・行政等が緊密に連携し、それぞれの特徴を生かしたアイデアを出し合い協働することにより全市的な活動展開を目指します。

## 3 計画の進行管理

PDCAサイクルの考えに基づき定期的に点検・評価をし、計画の進行管理を行います。

また、市民等を対象としたアンケート調査を定期的に実施し、市民の意見や提案を本計画に反映するよう配慮します。

【PDCAサイクルのプロセスのイメージ】



## 4 数値目標

	指標項目	前回策定時の現状値 (2018)	現状値 (2023)	目標値
1	【市民】社会全体における平等意識 「社会全体」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	10.9%	12.7%	20.0%
2	【中学生】「男女共同参画社会」を「内容まで知っている」割合	6.2%	9.9%	増やす
3	人権啓発推進をテーマとした研修会や講演会の開催	30回 (H29)	19回	30回
4	【市民】学校教育の場における平等意識 「学校教育の場」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	52.9%	50.4%	80.0%
5	【中学生】学校生活における平等意識 「学校生活(授業・部活動等)」における男女の平等感について「平等」とする中学生の割合	59.0%	64.4%	100.0%
6	社会教育委員への女性の登用推進	31.0%	28.6%	35.0%
7	市の審議会等での女性委員の占める割合	31.5%	32.9%	40.0%
8	市の管理的職務従事者における女性の割合	16.0%	20.0%	25.0%
9	【市民】職場における平等意識 「職場」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	23.2%	25.6%	35.0%
10	【事業所】女性管理職がいない事業所の割合	32.5%	45.9% (28社/61社)	減らす
11	家族経営協定の締結数	4.8% (4社/82社)	10.4%	20.0%
12	男性市職員の育児休業取得率	0.0% (H29)	0.0%	5.0%
13	認定こども園・保育所・その他の施設における一時預かり事業	14か所中 9か所	9か所中 7か所	全施設
14	市内における放課後児童クラブ(学童保育)で待機児童がいる地区	0か所	0か所	維持
15	自治会長の女性の割合	12.0%	12.3%	20.0%
16	防災に関する会議の女性委員の割合	0.0%	4.4%	20.0%
17	【市民】DV被害について「どこ(だれ)に相談してよいか、わからなかった」割合	15.8%	24.0%	減らす
18	【市民】DVに関する相談窓口の認知度	55.2%	63.1%	75.0%
19	虐待のおそれがある児童数	77人	27人	減らす

# 資料編

## 1 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号  
最終改正:平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

## 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)

平成27年9月4日法律第64号  
最終改正:令和4年6月17日法律第68号

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要なことに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのつとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 一般事業主行動計画等

### (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

### (基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

第十一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

#### (基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第二百三十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

#### (特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

#### (特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### (一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

##### (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいづれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいづれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

#### (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

#### (職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

#### (啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

#### (情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### (協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### (秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第五章 雜則

#### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（略）

附 則（平成二九年三月三一日法律第一四号）（略）

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）（略）

附 則（令和四年三月三一日法律第一二号）（略）

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）（略）

### 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)

平成13年4月13日法律第31号  
最終改正:令和5年6月14日法律第53号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

##### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるとときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

#### (保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

第十一條 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならぬ。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるとときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にはあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第五章 雜則

#### (職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

#### (国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

### (この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十二条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるもの)を含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万元以下の過料に処する。

### 附 則 (略)

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号) (略)

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) (略)

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) (略)

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) (略)

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) (略)

附 則 (令和四年五月二十五日法律第五二号) (略)

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) (略)

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) (略)

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) (略)

## 4 徳島県男女共同参画推進条例

平成14年3月29日  
徳島県条例第12号

男女が性別にかかわりなく、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力を十分に生かしながら、共に責任を担っていく社会を実現することは、私たち徳島県民の願いである。

これまで、国際社会や国内の動向を踏まえて様々な取組が進められてきたが、今なお、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残っている。

徳島県では、仕事を持つ女性の比率が全国平均と比べて高く、経済分野での女性の進出は進んでおり、これから徳島県づくりは、少子高齢化等の社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女が社会や職場で活躍しやすい環境を作り出すことを重要な課題として位置付けながら、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図っていく必要がある。

ここに、私たちは、協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力のある二十一世紀の徳島県を築くため、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、男女共同参画について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力のある社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (基本理念)

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会における対等な構成員として、県における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、男女が生涯を通じて健康であること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら、推進されなければならない。

#### (県の責務)

第四条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、国及び市町村と協働して取り組むように努めるものとする。

#### (県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること)を行ってはならない。

3 何人も、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び配偶者であった者並びに生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手及び当該関係にある相手であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。)を行ってはならない。

#### (平二五条例五五・一部改正)

## 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

#### (基本計画)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴かなければならぬ。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第九条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第十条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるように適切な措置を講じなければならない。

(男女共同参画の推進のための教育等)

第十一条 県は、男女共同参画の推進のための教育及び学習活動の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第十二条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(施策の推進状況の公表)

第十三条 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

(推進体制の整備等)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(県民等との協働等)

第十五条 県は、男女共同参画の推進に関し、県民及び事業者と協働するように努めるとともに、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村との協働等)

第十六条 県は、男女共同参画の推進に関し、市町村と協働するように努めるとともに、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策に関する申出の処理)

第十七条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民又は事業者から申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に当たって、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聞くことができる。

3 知事は、第一項の申出に対する処理の結果を徳島県男女共同参画会議に報告するものとする。

#### (相談の申出の処理)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について県民又は事業者から相談の申出があったときは、関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。

### 第三章 徳島県男女共同参画会議

#### (設置)

第十九条 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、徳島県男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)を置く。

2 参画会議は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

#### (組織)

第二十条 参画会議は、委員二十人以内で組織する。

2 参画会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

#### (会長及び副会長)

第二十一条 参画会議に、会長一人及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (委員及び専門委員)

第二十二条 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### (会議)

第二十三条 参画会議の会議は、会長が招集する。

2 参画会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 参画会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (部会)

第二十四条 参画会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(雜則)

第二十五条 この章に定めるもののほか、参画会議の運営に関し必要な事項は、会長が参画会議に諮って定める。

附 則（略）

附 則(平成二五年条例第五五号)（略）

## 5 吉野川市男女共同参画推進条例

平成19年3月28日  
条例第4号

男性と女性は、人として平等な存在であり、お互いに違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女平等の達成にはなお一層の努力が求められている。

国においては、男女共同参画基本法が制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の形成が21世紀の最重要課題と位置付けられている。

吉野川市においても、少子高齢化の進行、地域社会の変化、情報社会の進展等の社会経済状況の急激な変化の中で、世代を越えて夢を紡いでいくためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女が互いにその個性と能力を十分に発揮できる社会を形成することが必要である。

このような認識のもと、すべての市民が性別にかかわりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野における活動に共に参画し、その利益を享受できる社会を実現するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において公的機関若しくは民間を問わず、又は営利若しくは非営利を問わず事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手方の意に反する性的言動により、相手方に不快感若しくは不利益を与える、又は就業その他の生活環境を害することをいう。
- (4) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女があらゆる場において性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重され、その能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度及び慣行が、男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市及び事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画すること。

(5) 男女が生涯を通じて健康でゆとりのある生活の確保ができるようにすること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすること。

(6) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会の動向に留意すること。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するよう努めなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が共同して参画することができる体制の整備及び男女共同参画を阻害する要因の解消に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱い並びにセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。)を行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないように配慮しなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

#### (基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるとともに、吉野川市男女共同参画推進委員会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮及び積極的改善措置)

第10条 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

2 市は、施策の立案、決定その他の機会において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第 11 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施のため、必要な情報を収集し、調査研究を行うものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 12 条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動への支援)

第 13 条 市は、市民及び事業者が男女共同参画を推進するために行う自主的な活動及び事業に対して、必要な支援を講ずるものとする。

(相談の申出の処理)

第 14 条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について市民又は事業者から相談の申出があったときは、関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。

### 第 3 章 吉野川市男女共同参画推進委員会

(男女共同参画推進委員会)

第 15 条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、吉野川市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議する。

3 委員会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、市長は、男女いずれか一方の数が委員の総数の 10 分の 4 未満とならないよう配慮するものとする。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 第 4 章 雜則

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (略)

## 6 吉野川市男女共同参画推進委員会規則

平成19年3月30日  
規則第5号

### (趣旨)

第1条 この規則は、吉野川市男女共同参画推進条例(平成19年吉野川市条例第4号)第15条第6項の規定に基づき、吉野川市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 委員会の委員は、男女共同参画の推進について、理解と熱意のある学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する。

### (会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

### 附 則 (略)

## 7 吉野川市男女共同参画推進委員名簿

令和5年7月1日現在  
[会長・副会長以外 50 音順：敬称略]

No.	役 職	氏 名	選出区分
1	会 長	徳 山 富 子	吉野川市人権教育推進協議会理事長
2	副会長	栗 洲 敬 司	吉野川市教育委員会教育長
3	委 員	犬 伏 司	吉野川市人権擁護委員会委員長
4	委 員	喜 島 寧 子	吉野川市婦人団体連合会会长
5	委 員	後藤田 育 秀	吉野川市青少年育成補導センター所長
6	委 員	貞 野 雅 己	学識経験者
7	委 員	塙 田 智 子	吉野川市議會議員
8	委 員	住 友 恭 宏	吉野川市民生委員・児童委員協議会会长
9	委 員	瀬 尾 規 子	徳島県女性協議会役員
10	委 員	津 田 啓 子	学識経験者
11	委 員	仁 尾 慎 太 郎	特別養護老人ホーム水明荘施設長 (法人代表)
12	委 員	藤 本 美 穂	ハローワーク吉野川(吉野川公共職業安定所) 統括職業指導官
13	委 員	松 村 勝 子	学識経験者
14	委 員	山 上 治 朗	学識経験者 吉野川市人権教育推進協議会監事
15	委 員	吉 岡 敏 明	学識経験者

## 8 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界	日本	徳島県	吉野川市
1975 (昭和50)	・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置		
1977 (昭和52)		・「国内行動計画」策定		
1978 (昭和53)			・「婦人行政連絡会議」設置	
1979 (昭和54)	・国連第34回総会開催 「女子差別撤廃条約」採択			
1980 (昭和55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	・「女子差別撤廃条約」署名		
1981 (昭和56)			・「婦人の生活実態と意識調査」実施	
1982 (昭和57)			・企画調整部青少年婦人室に女性のための窓口設置 ・「婦人問題懇話会」設置	
1983 (昭和58)			・「婦人問題協議会」設置	
1984 (昭和59)			・「徳島県婦人対策総合計画(女性ライブプラン)」策定	
1985 (昭和60)	・「国連婦人の十年」世界会議開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「女子差別撤廃条約」批准		
1986 (昭和61)		・「男女雇用機会均等法」施行		
1987 (昭和62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1989 (平成元年)			・「婦人の生活実態と意識調査」実施	
1990 (平成2)	・国連経済社会理事会 「ナイロビ将来戦略勧告」採択			
1991 (平成3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定 ・「育児休業法」制定(平成4年施行)	・「徳島県女性対策総合計画(新女性ライブプラン)」策定 ・「新女性ライブプラン推進計画(1991~1993年度)」策定	
1992 (平成4)		・「育児休業法」施行	・「企画調整部青少年女性室」「徳島県女性対策協議会」「徳島県女性行政連絡会議」に名称変更	
1993 (平成5)	・世界人権会議開催(ウイーン) ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」施行	・「新女性ライブプラン推進計画(1994~1997年度)」策定	
1994 (平成6)		・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画推進審議会」「男女共同参画推進本部」設置		

年	世界	日本	徳島県	吉野川市
1995 (平成7)	・第4回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」を改正し、介護休業制度を含む「育児・介護休業法」施行 ・「ILO 第156号条約」批准	・「女性問題に関する意識調査」実施	
1996 (平成8)		・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「男女共同参画推進本部」設置	
1997 (平成9)		・「男女共同参画審議会」設置 ・「介護保険法」公布 ・「食料・農業・農林基本法」施行	・「徳島県女性総合計画(女と男(ひととひと)輝くとくしまプラン)」策定 ・「企画調整部女性政策室」設置 ・男女共同参画プラザ「はばたき」開設 ・「徳島県男女協調週間」「徳島県男女協調の日」制定	
1998 (平成10)			・「女性による県議会」実施	
1999 (平成11)		・「改正男女雇用機会均等法」「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行		
2000 (平成12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言及び成果文章」採択	・「男女共同参画基本計画」策定	・「女性問題に関する意識調査」実施	
2001 (平成13)		・内閣府に「男女共同参画局」「男女共同参画会議」設置 ・「DV防止法」施行	・「県民環境部男女共同参画推進チーム」設置	
2002 (平成14)		・「改正育児・介護休業法」施行	・「県民環境部男女共同参画課」「徳島県男女共同参画会議」設置 ・「徳島県男女共同参画推進条例」公布、施行	
2003 (平成15)			・「とくしま男女共同参画実行プラン」策定 ・「男女共同参画の推進に関する調査(DV等実態調査)」実施	
2004 (平成16)		・「改正DV防止法」施行 ・「DV防止法に基づく基本方針」策定		・「吉野川市」誕生(旧鴨島町、旧川島町、旧山川町、旧美郷村合併)
2005 (平成17)	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合) 開催(ニューヨーク)	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「次世代育成支援対策推進法」施行	・「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」策定	
2006 (平成18)			・徳島県立男女共同参画交流センター「フレアとくしま」開設	
2007 (平成19)		・「改正男女雇用機会均等法」施行	・「徳島県男女共同参画基本計画」策定	・「吉野川市男女共同参画推進条例」制定
2008 (平成20)		・「改正DV防止法」施行 ・「改正パートタイム労働法」施行		・「吉野川市男女共同参画基本計画」策定
2009 (平成21)		・「改正次世代育成支援対策推進法」施行	・「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」改定 ・「徳島県こども女性相談センター」開設	

年	世界	日本	徳島県	吉野川市
2010 (平成22)	・第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)開催(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行		
2011 (平成23)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」正式発足			
2012 (平成24)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行	・「徳島県男女共同参画基本計画(第2次)」策定	
2013 (平成25)		・日本再興戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置付け		
2014 (平成26)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正DV防止法」施行		・「吉野川市 第2次男女共同参画基本計画」策定
2015 (平成27)	・第59回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」記念会合)開催(ニューヨーク) ・第3回国連防災世界会議「仙台防災枠組2015-2030」採択(仙台)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画(第4次)」策定		
2016 (平成28)			・「徳島県男女共同参画基本計画(第3次)」策定	
2017 (平成29)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正育児・介護休業法」施行		
2018 (平成30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行		
2019 (平成31)			・「徳島県男女共同参画基本計画(第4次)」策定	・「吉野川市 第3次男女共同参画基本計画」策定
2020 (令和2)		・「男女共同参画基本計画(第5次)」策定 ・「改正DV防止法」施行		
2022 (令和4)		・「改正育児・介護休業法」施行 ・「改正女性活躍推進法」施行		
2023 (令和5)			・「徳島県男女共同参画基本計画(第5次)」策定	
2024 (令和6)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行		・「吉野川市 第4次男女共同参画基本計画」策定

## 吉野川市第4次男女共同参画基本計画

2024(令和6)年3月発行

〒776-8611

徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1

吉野川市 市民部 人権課

電話 0883-22-2229 Fax 0883-22-2260